

|     |     |     |     |      |       |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
|     |     |     |     |      |       |

|  |  |     |          |
|--|--|-----|----------|
| <b>予算特別委員会会議録 ( 3 ) ( 16.4 定 )</b>   |  |     |          |
| 日 時  | 平成16年12月13日(月)   | 開 議 | 午後 1時00分 |
|  |  | 散 会 | 午後 5時32分 |
| 場 所  | 第 2 委 員 会 室  |     |          |
| 議 題  | 付 託 案 件  |     |          |
| 出席委員   | 秋山委員長、成田副委員長、横田・上野・大畠・吹田・小前<br>・前田・山口・新谷・北野・斉藤(陽) <span style="float: right;">各委員</span>   |     |          |
| 説 明 員  | 教育長、総務・財政・市民・福祉・環境・教育 各部長、小樽病<br>院事務局長、保健所長、消防長 <span style="float: right;">ほか関係理事者</span> |     |          |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。<br>委員長<br><br>署名員<br><br>署名員<br><br><div style="text-align: right;">                     書 記<br/>                     記録担当                 </div> |  |     |          |

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、山口委員、斉藤陽一良委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

大橋委員が上野委員に、大竹委員が横田委員に、佐々木勝利委員が山口委員に、古沢委員が北野委員に、佐藤委員が斉藤陽一良委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務・厚生両常任委員会所管事項に関する質疑及び各種使用料等の改定に関する集中審議に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。

では、自民党。

---

吹田委員

使用料等の改定について

それでは、私の方から使用料等について、質問したいと思います。

まず、今回は値下げもございませうけれども、値上げ等の中で15年を基準にしまして、実際に各会館とかセンターとか、またその他のところですが、かかる経費というものと、またそれにかかわって、こういう手数料とかそういう収入で全体的にはどの程度の収支比率とか、そういうものについて数字を出されていますか。

(財政)笠原主幹

このたびの使用料の改定に伴う収支比率ということでございませうけれども、平成15年度の各施設の決算、これをベースにいたしますと、使用料収入で約1億9,300万円ほど、支出については7億3,000万円ほどありまして、支出に対する使用料の割合、これは約26パーセントというふうになっております。

吹田委員

それでは、実際の15年度のそういう数字に対しまして、今回値上げ等をした関係で数字的にはどの程度の比率になるでしょうか。

(財政)笠原主幹

今回の改定の案でございませうけれども、使用料等の増収見込みといたしましては、約4,200万円ほどというふうにご算定しております。これを加えますと約32.2パーセントと、このように見込んでおります。

吹田委員

そうしますと、率的には5.8ポイントぐらいが値上げの形の数字となりますね。

続きまして、普通にはこういった運営の形となりますと、かかる費用を使用料とかで充当したいという現状がございまして、そういう中では今回、原価計算などをせずに道内の平均とした数字として今回提案されていますけれども、これをした理由についてお聞かせください。

(財政)笠原主幹

原価計算せずに他都市の平均ということでございませうけれども、使用料につきましては受益者、利用される方ということで特定されておりまして、そういうコストについては使用料で全額回収すると、こういうような考えもございませう。ただ、公共施設等におきましては、それぞれの施設の設置目的、あと経緯・経過、地域の事情、こういうものもございませうので、コストのうちどこまで使用料で回収するかという部分については、明確になっていないというのも実情でございませう。今回の使用料の改定に当たりましては、昨年、議会の方にお示しいたしました財

政健全化の視点ということで、その中で歳入については道内他都市の水準程度に改定すると、こういうことを示しておりますので、その基準に従い今回改定しております。また、今後のこういう部分の改定に当たりましては、コスト等も検討していかなければならないというふうには考えております。

吹田委員

今回もいろいろ使用料等で、これは改定率的には高いところ低いところとあるのですけれども、今回のこういうところで数字的に大きな金額、小さな金額のところがございますけれども、率的に大きく変動したところはどの辺でしょうか。

(財政)笠原主幹

金額的に大きな部分と申しますと、今回の部分では、博物館等は現行の16年度予算で申しますと、使用料収入が約684万円ほどになりますが、これに対して今回の改定で見ている部分というのが約570万円ほどということになっております。あとは、総合体育館なんかも予算としては1,200万円、これに対しまして改定案といたしましては530万円ほどと、大きなところはこの施設だと思えます。

吹田委員

こういう公的な美術館なり博物館というのは、そもそも市が市民のためにそういうものを提供しようと進めている関係があって、本来は市税の中で対応するのが本来だなという感じもするのですけれども、各市町村のそういうものを踏まえて、また市の財政も考えますと、そういう部分というのはやむをえないことかなと思っております。今回、こういう部分では20年間見直しをかけなかったと。これについては、それほど長期にわたって手数料等について見直しをかけないというのは普通ではないのかなという感じがしまして、そういう点では少々行政の怠慢ではないだろうかと思っております。この辺につきまして、市の方ではこのことについてどのような見解を持っていますか。

(財政)齊藤副参事

20年間改定しなかったのは、行政の怠慢ではないかと、このようなお話でございましたけれども、昭和59年に当時の厳しい財政状況を何とか克服しようということで、負担金、使用料、手数料等を全面的に改定していない各種の入館料だとか、施設使用料については据え置いてまいりました。その間、景気が動いてきたこと、あるいは地方財政計画が拡大された、そういったこともございまして、市税収入だとか、地方交付税が歳出の伸び程度に伸びてきたこと、こういったことで何とか収支の均衡を保ったと、こういうことで使用料の全面的な改定は20年間行っていないというような事情でございます。

吹田委員

このことについては、今回20年ということになりましたけれども、今後について、上げる上げないは別にしまして、適当な時期に見直しをかけなければだめではないかなという感じがするのですけれども、この辺についての基本的な考え方があるでしょうか。

財政部長

基本的な考え方というのは、具体的に何年で見直すというルール化はまだ具体的に決めておりませんが、今回いろいろ調べた中でも道内10万人以上都市のところのかなりの部分は3年、4年、5年というような形での見直しのルール化を定めているというところが大部分でございます。中には16年ぶりに改定だという市も今回あるようございますけれども、大部分はそういう形でのルール化をしております。私どもも、やはり今委員のお話のように、上げる上げないということは別にしましても、何年か後の状況として使用料が適正なのかどうかという、そういう視点でもってある程度ルール化して見直していくべきではないかというふうに思っております。

吹田委員

この手数料等については、市民の皆さんが実際にお金を出して使うというやり方でございますから、そういう面

では、より市民が理解できるような料金等の設定が必要だろうと。また、今回も全体的には大幅なということはないので、私はいいのかなと思うのですけれども、こういうものについては市民の皆さんにこういうものについてはルール化して、こういったときにはこういう見直しもありますよというようなことを、ある程度ご理解いただくということが必要かなと思います。ぜひそういう部分も含めて、今後に期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

-----  
成田委員

小学校の配置について

私の方から、最初に学校適配について、そもそも現在小樽市内に配置されている小学校の中で、当然位置づけがあって今小学校が建っていますよね。その位置づけが距離なのか、人口密度、児童数の割合で設置されたのか、その辺からお伺いしたいと思います。現在ある学校、全然ばらばらですか。

(教育)川原次長

現在の学校の配置でございますけれども、今回の小学校の適正配置につきましては、昭和33年度に約3万人の児童数だったものが、今回16年度で6,400人ほどということで大幅に減っているわけですが、あくまでも学校につきましては、通学区域も距離も勘案しながら、学校の規模がどうなのかということで、総合的な判断の中で学校を設置しております。

成田委員

これからやろうとしていることでなくて、今までにつくられている小学校、小樽市内で今廃校になろうとしている学校も含めて、その辺を聞いているのです。

教育長

小樽市には今小学校が28校ございますが、ご承知のように、小樽のまちができて、明治の学区制が発布されて以来、人口が密集したところから次々と学校ができたというふうに伺っています。その一番最初のところが、ご承知のように量徳小学校でございます。ただ、小樽は完全ではございませんが、扇状地のような形になっておりまして、今は山ひだと山ひだの間に立派な道路ができていますから、学校と学校の距離が近いのですが、それまでは道路は山ひだと山ひだを横切れないものですので、ぐるっと下まで来て戻るといふかかわりもございまして、地図上はかなりくっついている学校があったりということでありまして。あと忍路ですとか、祝津ですとか、その都度、その周辺が人口増になるに従って、地域の方々の強い要望の下に小学校がそれぞれできたものというふうに考えております。

成田委員

それでは、ただ単に距離の問題ではないのだと。地形もあるだろうし、児童数もそこから増えていった現状だから、それで今現在28校の小学校ができてきたと。それで、今なおかつ適正に配置しなければならない状況があって、また道路状況も地形も変わってきた。それで必要性があるのだということでもいいですね。

そこで伺いたいのですけれども、現在、設置されている学校の中に、学校と学校の距離が極端に近い地域で考えられるところはありませんか。また、銭函みたいにマンモス校になっている学校もあります。それから、朝里の地域に1校しかないという学校もあります。高島みたいに隣接する学校がありますけれども、マンモス校になっているところもございます。この配置をする段階で、その辺も含めて適正配置の考え方を考え直すこともできないのかなと、そのように考えるものですから、その辺はどういうような状況になるのか。

(教育)京谷主幹

学校間距離につきましては、一番近いところで約0.9キロ、遠いところでは6.9キロ、学校間距離が現在そういった位置で学校が設置されているという状況でございます。今後やはり適正配置という考え方では、それらの距離の

こともございます。それから、今、教育長から申し上げた人口の張りつきの問題もでございます。そういった中で、児童数の状況、推移を見守りながら、そういった形で適正な配置を実施していきたいというふうに考えております。

成田委員

これから想定されることというのは、少子化がどんどん進んでいきます。そして、学校数もこれからの見直しをされる部分というのも出てくると思います。その中で、やはり少子化がどのような傾向になっているのか。それから、小樽市全体の物の考え方からしていくと、小学校の適正配置がされる部分というのは、本当に適正なのか、その辺も含めて検討していただければと思っていますけれども、その辺は、教育長、これからのことですから、20年、30年先のことを考えながらやっていただきたいと思います。

教育長

今回示しました案は、平成21年度、22年度まで、子どもがどういうふうに推移しているかというので一応数字では出したところでございます。私も今出しました案を踏まえまして、さらにその後いろいろな面で全市的に検討していかなければならないというふうに考えてございます。その期間が今回の計画案の下に、それが平成22年ということではなくて、もう少し前の方にもさかのぼって、小樽の人口がどういうふうに移っているのかというのを、子どもたちがどういうふうに変わってきているのかというのを、じゅうぶん勘案しながら、小樽全体としてどういうふうにしていくかということで、また皆さんと一緒に検討してまいりたいというふうに考えてございます。

成田委員

ぜひ、その辺をシミュレーションをつくりながら、これからの行政の中でつくっていただきたいと思います。

パークゴルフ場について

次に、パークゴルフ場の件で何点が質問します。小樽市内に銭函パークゴルフ場と自然の村にもパークゴルフ場があります。銭函のパークゴルフ場の料金の見直し、それから自然の村と、どこにパークゴルフ場の違いがあるのか、それをまず聞きたいと思います。

(財政)笠原主幹

今回のパークゴルフ場の使用料の改定についての違いということでございますけれども、まず銭函パークゴルフ場につきましては、年間約2万4,000人の利用がございまして、自然の村のパークゴルフ場は約1万1,000人ほどということで、約2倍以上銭函の方が利用されているということもございまして、今回の私どもの改定案ということでは、銭函につきましてはラウンド制をとということで提案させていただいておりますが、それはより多く利用される方がいるということで、当然芝の管理ですとか、そういう部分の費用というものも当然かかってきますので、そういう部分から今回の料金を設定させていただいております。

成田委員

銭函は2万4,000人、それから自然の村が1万1,000人に、これはすべて有料の方ですか。70歳以上は無料になっていると思いますが、この辺はどうなっていますか。

(財政)笠原主幹

ただいま申し上げました2万4,000人、それと約1万1,000人、これにつきましては、現在70歳以上の方は、使用料については減免されておりますけれども、その方たちを含む実際の利用者数というふうに押さえています。

成田委員

実際にそこを利用している人たちの数ですね。では、この中で有料と無料の差というのは、何人ぐらいですか。

(教育)生涯スポーツ課長

銭函パークゴルフ場で申し上げますと、有料の入場者数が1万9,600名、それから無料の方が4,400名、合計で2万4,000人ということでございます。

(経済)土屋副参事

自然の村のパークゴルフ場の有料入場者と無料入場者ですけれども、有料の入場者は平成15年度で申し上げますと、約7,000人です。無料の入場者は高齢者と障害者の方がいらっしゃいますけれども、合わせましてほしい3,700人ぐらいです。

成田委員

この有料の人と無料の人との差というのはだいたいわかりましたけれども、それで今度は銭函のパークゴルフ場がラウンド制にして、芝の管理をするということですが、今までは芝の管理もしていると思いますけれども、このグラウンドというのは、水はけがあまりよくない。そして、バンカーの処理の仕方も悪い、そういうような状況の中で、どのような整備の仕方、改善をしていく考えなのか、その辺を伺いたいと思います。

(教育)生涯スポーツ課長

委員ご指摘の芝の管理につきましては、現在、小樽市内の造園関係の組合の方に委託しておりますが、専門的な知識を必要とすることから、そういう芝につきましては、特に造園業者の技術、専門性を持って改善していただきたいというようには考えております。

成田委員

銭函に管理者は何人いますか。

(教育)生涯スポーツ課長

管理者といいますが、受付、管理業務含めて常勤の人間は3名おります。

成田委員

それで3名の常勤の管理と受付の人たちは、芝の管理は一切していないわけですね。

(教育)生涯スポーツ課長

芝の管理ということからいきますと、委託業者の方をお願いしているという状況です。ただ、日々の状況についての報告につきましては、現在、常勤の3名から状態を報告してもらうということにはしております。

成田委員

この管理者がコースの中をどのような状況になっているかということは、管理されているのですか。

(教育)生涯スポーツ課長

常勤の3名の業務内容につきましては、受付業務が1名、場内の管理の部分が1名、それから会計業務を行う者1名という、主な仕事の役割分担をしておりますので、施設管理を行う1名が日々巡回、点検をしていることになっております。

成田委員

実際、私もこの銭函のパークゴルフ場でプレーすることがあるのですけれども、バンカーの手入れ、それからマナーの中にはバンカーを使った後は整備しなければならないのですけれども、極端に雨の降った後だとか、そういうときには、バンカーに水がたまっているのです。それは常に水を出さなければならない、管理者というのはそういう役目をしなければならないと思うのです。それとコースにベンチを置いているのですけれども、雨が降って上がったときも、ベンチはぬれたままなのです。ベンチは座るためにあると思うのですが、雨が降った後、ぬれているから座れないわけです。これきちんとできるような状況であればいいのですけれども、これからの整備の中で、ラウンド制で料金を取っていくとなったら、やっぱりそういう施設の中を充実していかなければならないと思うのですけれども、その辺の考え方というか、こういうラウンド制にしたことによって、こういうふうに変えていくよという、市民にとってメリットになるようなものがあったら、示していただきたいと思います。

(教育)生涯スポーツ課長

今回ラウンド制をすることによりまして、維持・管理経費の一部をご負担していただくような、回る回数の多い

方にはその応分の負担をしていただきたいということで、ラウンド制を採用することにしたわけですが、委員ご指摘のようにそういう改善すべき点があれば、私どもの方としてもそういう部分は改善していきたいというように考えております。

成田委員

改善していく部分があればということで、改善しなければならないものはいっぱいあると思います。今年のプレーの中で、前にも質問して指摘してございましたけれども、けが人が出ました。プレー中にボールが当たって。その報告は受けていますか。

(教育)生涯スポーツ課長

委員ご指摘の事故につきましては、報告を受けております。

成田委員

大した大けがにならないで済んだようでございますけれども、以前から指摘されている部分があるものですから、そこを改善して対処していかないと、これからの大きな問題につながっていきます。それと、できることなら、あずましいトイレをつくってやっていただきたいと思います。それから、こういうことも考えられると思いますけれども、まずトイレはつくれるかどうか、今後の課題の中に入れてもらえるかどうか、この辺を検討していただきたいと思いますけれども。

(教育)生涯スポーツ課長

銭函のパークゴルフ場の敷地の関係なのですが、一部都市公園用地、一部下水道の終末処理場用地という位置づけで、特に下水道の終末処理場用地につきましては、本来の目的でない目的外使用という形で使わせていただいているということなものですから、常設のそういう構造物を設置するということが非常に難しい敷地になっております。そういうことを含めて、現在、仮設のトイレを設置させていただいております。そういう事情があるということをご理解いただきたいと思います。

成田委員

そういう事情はわかるのですけれども、利用者は仮設のトイレはあずましくないのです。やはりきちっとしたトイレをつくって、そういう環境整備をしてあげて、そしてラウンド制にして、いくら受益者負担というのはこれからは必要なことです。どんどんこれは利用するものは料金払うのは当然のことです。そのかわり、こういうものでは改善できるよということをきちんとしてあげたら、利用者は喜んで利用してくれると思います。特に銭函地域というのは、三つも四つも近郊にパークゴルフ場があります。無料のパークゴルフ場のところには、きれいなトイレも設置されているわけです。なぜか小樽に来ると仮設のトイレだと。そういうことのないような施設をつくっていただきたいと思います。

それと、最後になりますけれども、これからのパークゴルフ場を設置する中で、銭函もそうですけれども、公設民営で経営できるようなしくみを考えるということではできないものですか。

(教育)生涯スポーツ課長

私どもの財政健全化の中でも民間の活用ということも言われておりますので、委員ご指摘の公設民営という管理・運営方法も検討の一つにはなるかと思えます。

前田委員

銭函パークゴルフ場使用料について

確認というか、成田委員のはそれでもいいですけども、今、課長の答弁の中で成田委員が質問していたけれども、料金体系の関係、再検討するというふうに答弁されたのですか、どうなのですか。しなかったのかどうなのか。

(教育)生涯スポーツ課長

料金体系のことを検討すると言ったわけではなくて、今、成田委員がご指摘の公設民営という管理方法について検討したいというように答弁いたしました。

前田委員

その前段の話です。その前の質問の中身の中で、そんな検討という言葉が聞こえた。そのことだったのかなと、ちょっとそれ確認したいのですけれども。

(教育)生涯スポーツ課長

使用料の見直しについては、そういう答弁はしておりません。

前田委員

それで、これは名前を出せませんけれども、銭函の方をラウンド制にするということですから、日額にしていたきたいというような趣旨のことを、今、成田委員が質問したのかなと思うのですけれども、それで文書があるのですけれども、ラウンド制料金を日額にしていたきたいということで、「過去のラウンド制を採用したパークゴルフ場の例によると、不正、その他のトラブル(プレーヤー同士及びプレーヤーと管理者間)が多く見られ、プレー自体も楽しくなくなり、また年少プレーヤーへの好ましくない教育上の影響、監視員の配置などによる経費のことなどから、ラウンド制は採用すべきではないのではないか」というようなパークゴルフの愛好者の方から、こういう意見を聞いているのです。それで、今言ったとおりのことなのですけれども、これ教育長、どうですか。今のこういうことを聞いて、率直に何と思われるのか。

それと、他都市の例をうんぬんというのが理事者の方がよく使う言葉なのですけれども、この周辺の他都市でもそういうことをいいたろうと思って取り入れて、結果的に運営が円滑にいかなかったということで、日額料金に戻したということもあるのですよ。当然耳に入っているかと思うのですけれども、そういうことを含めて、我々もそういうことをやると恐らくトラブルが発生して、結果的に日額制に戻るのではないのかなと、そういうふう到我々危くしているのです。それで今関連質問ということで急ぎょ、手を挙げて質問しているわけです。何とか日額制に持っていけないものなのかというふうに私自身は思っているのですけれども、教育長、率直な、一個人としてどうですか、これについて。教育部長でもけっこうですけれども、教育長に聞きます。

教育長

私どもとしましては、現段階では提示いたしましたラウンド制が受益者負担の面からいいのではないかなということを経うぶん考えまして、また道内の各都市、同じラウンド制をとっているところなんかを見まして、案をとったところでございますが、今の前田委員のことにつきまして、ちょっと今日帰ってから、庁内で詰めたいと思うのですが、原則として、私どもとしての案を示したところでございますので、これはよろしくご理解いただきたいと思えます。

前田委員

それで、これ私が言っているのではなくて、1日置きか3日置きぐらいにやっている、そういう一生懸命やっている方の声ですから、現場をよく知っている人の声なのです。私らのように年に何回かしか行かないような人ではありませんので、それひとつよろしく考えてみてください。

教育部長

ただいま自然の村との比較のお話が出ておりました。先ほど来からご議論いただいておりますけれども、確かに銭函パークゴルフ場につきましては、年間2万人を超える利用者がいるということで、芝の維持管理費用が多額にわたっている、こういうことを考えて、私ども今回基本的にプレー回数に応じた使用料をいただくということを考えたわけでございまして、現時点ではこの考えでやらせていただきたいと、基本的な考えとして申し上げておきたいと思えます。



前田委員

教育長はよく考えてみたいと言ったのだけれども、部長は考えないと言っている。この辺、どうなっているのですか。

教育長

個人的な考えという前置きをされたものですから。ですけれども、私も申しましたように、原則としては提示した案でという、その考え方は持っていますが、個人的にということがあったものですから、いろいろな方から、市民からそういう意見もあったというお話も聞きましたので、そういう意見もあるのだなという思いで、実は一日考えてみたいなということです。でも、私どもが提示した案は、今回それで提示させていただきたいとの考えでございます。

前田委員

はい、わかりました。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。公明党。

-----  
齊藤(陽)委員

家庭ごみ有料化について

家庭ごみ有料化の関連で、何点が伺いたいと思います。

まず、第3回定例会の復習みたいになるわけですが、要点を確認させていただきたいと思います。

収集運搬処理等の元のごみ処理経費、それから指定袋を作成あるいは委託、頒布の用紙類、これらは有料化ということに伴って発生する経費です。それから、有料化に伴って市民サービスの向上ということで、いろいろプラスアルファもあるわけですが、そういった経費、これらを含めて、所要経費というのはどのように計算されておりますか。

(環境)管理課長

減量化、有料化に伴う新規・拡大経費でございますけれども、トータルで2億6,300万円でございます。その内訳といたしましては、手数料徴収関係経費は9,930万円程度、それから周知宣伝費などの分が270万円程度でございます。あと、資源物の収集拡大経費があるわけですが、この分につきましては1億2,300万円程度。その他市民サービスの向上施策としまして3,650万円。そのほかその他の経費、不法投棄とかあとそれに対する強化等につきまして、トータルで先ほど言いました2億6,300万円程度ということになります。

齊藤(陽)委員

この2億6,300万円程度、これは18年度以降、そんなに遠い将来でなく、だいたいこれで一定する見込みですか。

(環境)管理課長

試算といたしまして、概数でございますけれども、あくまでもこれはつくったのが7月ごろの夏場につくってございまして、それから今予算等に向けて精査しているわけですから、その中でもって動く可能性はあるわけですが、その当時の見込みとしましては、17年度では2億6,300万円程度、18年度につきましては、だいたい同じ2億6,400万円程度、19年度につきましては、リサイクルプラザの建設、供用開始等がございますので、そういう中で若干落ちる部分があるでしょうけれども、それが2億1,800万円程度になります。だいたい19年度以降、そのぐらいで推移するのかなというふうに考えてございます。

齊藤(陽)委員

2億6,000万円あるいは19年度以降は2億2,000万円程度で推移をする。この金額そのものについても努力されているのだろうと思うのですが、もう少し低く抑えることができるのではないかと思うわけですが、この金額

というのを必要額というふうに見て、その2億6,300万円を手数料収入でこれを賄うというふうにと考えると、逆に言いますと、手数料収入がその金額程度見込めるためには、前定例会で2円という単価が決まったわけですが、単純にこの手数料でこれを賄うというふうにと考えると、単価は幾らあれば足りるのですか。

(環境) 間淵主幹

ただいまのご質問でございますが、手数料収入を新規・拡大経費、それと全体経費の中で比較すると、どのような単価になるのかというご質問であります。現在1リットル当たり2円としてございますが、2億6,300万円に相当する額は1リットル当たり1円40銭ということになります。

斉藤(陽)委員

純然たる経費を賄うというふうにと考えると1円40銭程度で足りるということですが、それではこの手数料単価をなぜ1円40銭にしなかったのか。1回低く決めてしまうと、この次何か経費が増えたときに引き上げなければならない。その引上げが大変だとか、あるいはその1円40銭という単価では減量効果がないのだというような、そういうことは理由にならないと思うのです。前回の定例会でも議論しましたが、減量効果というのは、単価だけの問題ではないと。資源化の努力だとかそういったことにもよるのだという答弁もいただきましたけれども、それではなぜこの1円40銭という金額が出ているのにも関わらず、こういう設定、2円にもなってしまったのかということはどうでしょうか。

(環境) 間淵主幹

ただいまのご質問は、なぜ新規・拡大経費に見合った単価を設定しないのかというご質問かと思いますが、第3回定例会での公明党斉藤陽一良議員への答弁にもありましたが、指定ごみ袋、ごみ処理券の単価につきましては、私どもごみ処理経費から算定したのではないということ。今年の3月に廃棄物減量等推進審議会から道内実施市の金額を考慮しながら、またごみの減量化に効果があり、かつ市民にとって大きな負担とならないものとの答申に沿った私どもの方針でありますので、新規・拡大経費を考えた単価設定ではないということ、最初にお断り申し上げておきます。

また、現在有料化を実施している市は18ございまして、来年の4月実施が決まっておりますのが、本市を入れて2市ございます。そのうち1リットル当たり2円としているのは15市であり、2.5円が1市、3円が1市でこの20市のうち、2円以上が17市となっております。これまで、16年間1リットル当たり1円50銭で有料化を進めてまいりました伊達市におきましては、さらなる減量化を考え、逆に本年4月、1リットル当たりの単価を2円としているところであります。これらから、私どもといたしましては、1リットル当たり2円が減量効果もあり、また市民にとっても大きな負担にならないものと考えて、第3回定例会に提案し、議決を得たものでございます。

斉藤(陽)委員

常識的に考えて、市民負担をできるだけ少なく抑える。負担をできるだけ小さくしながら、最大の減量効果というものをねらうべきではないかと当然考えますけれども、市民負担をもっと少なくできるのではないかと。減量効果を落とさないでちゃんと減量しながら負担を少なくする。減量効果を落とさなくても、できるのではないですか。もう一度。

(環境) 間淵主幹

私どもは減量効果ということで1リットル当たり2円の設定をさせていただいておりますけれども、そのほかに市民負担ということにつきましては、市民にとってできるだけこの費用が負担とならないように、他市に比べて紙類ですとか、又はプラスチック製容器包装などの資源物の収集拡大に努めるほか、指定ごみ袋におきましても、函館市は実施しておりますが、他市には見られない5リットル、10リットル袋という小さい袋を用意して、個々人の減量努力が生かされるよう、配慮しているものでございます。なおかつ、3定で議決を得たばかりでまだ施行されていないこの単価1リットル当たり2円でございますが、明年度4月の実施後の私どもは推移を見ながら進めてま

いることを考えてございます。

斉藤(陽)委員

環境部の方は大きな負担ではない、大きな負担ではないと再三おっしゃるわけですが、それでは話題を変えまして、本市の世帯ごとの所得あるいは収入の分布といいますか、言い方を変えますと、本市世帯の所得段階別あるいは収入段階別の構成比、そういったものを把握している部署はございますか。

(財政)市民税課長

世帯の収入状況、所得状況についてでございますが、個人市民税で申し上げますと、1月1日現在、小樽市に居住している方を対象に市民個々に前年の1月から12月までの収入に対して課税させていただいておりますので、世帯単位での収入課税状況を見るような統計的なものは集計、把握はしておりません。

斉藤(陽)委員

税の関係では世帯単位のものはないということなのですが、それでは税の関係でもうちょっと聞きたいのですが、市道民税の非課税限度額、均等割の非課税所得というのはどういうふうになっているのでしょうか。

(財政)市民税課長

非課税限度額というのは、今均等割の非課税限度額ということでありまして、まずこの設定に当たりましては、夫婦に子ども2人の4人家族を想定しまして、夫の収入のみで妻は専業主婦、子どもは10歳以下というような家庭を標準的なものと計算しますと、均等割の非課税限度額は所得金額で148万円、これを給与収入に換算いたしますと、237万2,000円未満の方が非課税という扱いになります。

斉藤(陽)委員

ついでといたら悪いのですが、所得割の非課税限度額はどうか。

(財政)市民税課長

今の均等割の非課税限度額と同様に、その4人家族で想定しますと、所得金額でいきますと175万円、給与収入に換算いたしますと276万円未満となります。

斉藤(陽)委員

これらの世帯の数はわかりますか。あるいは他都市との比較というか、そういったことはできるのでしょうか。

(財政)市民税課長

この非課税の部分につきましては、私どもの課税状況の中で出てきておりませんので、把握していません。

斉藤(陽)委員

けっきょくなかなか難しいのですが、もう一つ統計書の方を見ますと、世帯の収入階級調査というのがございまして、これの中で300万円以下の世帯の割合というのは、これを他都市と比較した場合はどうでしょうか。

(総務)総務課長

今、委員がおっしゃったのは、総務省の方でやっております住宅統計調査のことだと思います。最近の新しいものはないのですが、近々の平成10年の調査の統計の数値になりますと、収入金額ということで300万円以下になりますと、小樽の場合でしたら39パーセントぐらいになります。

斉藤(陽)委員

他都市比較は、例えば札幌、函館、釧路あたりと比較したらどうですか。

(総務)総務課長

札幌ですと約30パーセント、函館ですと約40パーセント、釧路ですと33パーセントという数字になっております。

斉藤(陽)委員

それでは次に、いわゆる生活保護世帯の世帯数と、ここ3年程度また最近3か月の世帯数の推移はいかがですか。

(福祉)保護課長

小樽市の過去3年間の世帯数の推移でございますけれども、平成13年度2,926世帯、平成14年度3,092世帯、平成15年度3,170世帯という数字になってございます。それから直近3か月の推移でございますが、平成16年8月では3,198世帯、9月では3,204世帯、10月では3,212世帯となっております。

斉藤(陽)委員

これも先ほどと同じように他都市と比較してどうでしょうか。

(福祉)保護課長

最初に、札幌の方から説明いたします。札幌市におきます過去3年間の推移でございますが、平成13年度2万6,316世帯、平成14年度が2万9,206世帯、平成15年度が3万1,331世帯、直近3か月の世帯数でございますが、8月が3万1,823世帯、9月が3万1,932世帯、10月が3万2,046世帯となっております。函館中央事務所管内でございますが、平成13年度は4,531世帯、平成14年度は4,881世帯、平成15年度は5,159世帯、直近3か月で言いますと8月は5,229世帯、9月は5,252世帯、10月は5,256世帯となっております。釧路市でございますが、平成13年度3,710世帯、平成14年度4,268世帯、平成15年度4,528世帯、直近3か月、8月が4,632世帯、9月が4,653世帯、10月が4,675世帯ということになってございます。

斉藤(陽)委員

各都市を見ても、年々また月々に増加傾向にあるということが非常にわかります。特に小樽の場合、この増加の傾向というのが大きいのではないかと。保護世帯の保護率というのですか、1,000世帯当たりに保護世帯が何世帯かというこの推移の比較はいかがでしょうか。

(福祉)保護課長

小樽市におきます保護率でございます。千分率パーミルの表示で申しますと、平成13年度が28.8パーミル、14年度が30.8パーミル、15年度が32.1パーミルとなっております。各都市、札幌は平成13年度22.1パーミル、平成14年度24.5パーミル、平成15年度26パーミルとなっております。函館が平成13年度40.8パーミル、14年度44.1パーミル、15年度が47パーミル、それから釧路が平成13年度30.6パーミル、平成14年度35.9パーミル、平成15年度38.6パーミルということになってございます。

斉藤(陽)委員

今のを聞きますと、何か少ないというか低いような気もするのですけれども、札幌に比べればはるかに高い数字なのですが、函館と釧路、ここに比べると若干少ない数字にはなっています。それにしても、この明確に他都市と比べて、これだけ小樽の世帯は厳しいのだという明快な結果にはならないのですけれども、今まで市の一般会計で賄っていたという家庭ごみの収集費用負担はもともと税金なわけですけれども、この税金とは別に市民にお願いをするということであれば、一方では減量効果ということが期待されるにしても、お願いしていることには変わりない。お願いをするときには、負担の額というのは、なるべく内輪にして少なめにお願いするというのが常識でないのかと。少なめにお願いすることが良心的なお願いの仕方ではないかというふうに思うのですけれども、今回の市の決め方というのは、本来は1円数十銭で済む手数料を他都市が2円ですと。他都市が2円なのだから、まず2円いただいてしまいたいという考え方自体が、非常にご都合主義ではないのかと、そう見られてもしょうがないのではないかと思うのですけれども、この辺についていかがですか。

(環境)間瀬主幹

私どもは今回の有料化に関しましては、6月、7月、8月、家庭ごみの懇談会を実施いたしまして、38会場、1,283名でございます。そしてまた、今回の10月、11月、12月にかけては、小樽市内で約191か所で市民説明会を行ってございます。その中で私どもが家庭ごみの減量化、有料化に至った経緯、そして今後の時代の流れに合わせた小樽としての家庭ごみの減量の在り方、そういう中で1リットル当たり2円が減量に効果があるものと考えます

ということで、私ども説明をしてまいりましたところであります。また、当市におきましては、減免ということにつきましては、減量意識を弱めることも考えられるので、慎重に検討する必要があるということの答申をいただいております。この懇談会、また説明会等におきましては、この市民の中から今回の1リットル当たり2円という、また減免についてのことでありますが、私どもの考えとの大きな違いはなく、意見もなかったことを報告申し上げて、私どもは1リットル当たり2円ということが減量に効果があるということの方針で進むことで考えております。

なお、何度も繰り返しますが、負担率を決めて、私ども決めたものでございませぬので、本来であればこの1リットル当たり2円というところから、どのような施策を立てていくかという中では、私ども懇談会等で市民からいただきましたいろいろな市民へのサービスの向上など、そういうものを生かしながら施策を立てていったこととございませぬから、その分はきちっと市民サービスの還元という形で、私ども充てていることとご理解いただければと思います。

斉藤(陽)委員

小樽は景気の落ち込みも非常に激しいと。先ほど見たように所得も非常に厳しい状態にあつて、生活保護世帯も1,000世帯当たり32世帯とか、年々月々に非常に増加をする傾向にあると。そういった中で、同じ単価でも所得の低い世帯にとっての負担感というのは、より大きいであろうということは当然推測されると思うのですけれども、いかがですか。

(環境)間淵主幹

小樽市は、特にまた高齢者の多い都市でもございませぬ。私ども、そういう中では高齢者がごみを少なく、減量に努力した場合に、先ほど言いました1リットル当たり2円の5リットル袋1枚10円とございませぬが、これらでごみが出せるよう配慮しているのは、小樽市のそういう世帯事情、また年代などを考慮してのところとございませぬので、ご理解いただきたいと思ひます。

斉藤(陽)委員

我が党の高橋克幸議員の今回の代表質問で、生活保護世帯への補助についてお伺いしているわけですがけれども、その中で減量効果を上げるために、減量効果が逆に言うと落ちるのでできないというようなニュアンスの答弁だったように思うのですけれども、この点いかがですか。

(環境)間淵主幹

私どもの考え方といたしましては、先ほどの答申にもありましたとおり、家庭ごみの手数料の減免というものが減量意識を弱めることも考えられるので、慎重に検討する必要があると、このような一つの答申を受けての私どもの減量への考え方とございませぬので、このところの基本的なところに立つての答弁とございませぬ。

斉藤(陽)委員

生活保護世帯へ補助すると減量が弱まるといひますか、そういうことはいろいろな施策の組み方によって工夫すれば、そういう減量のマイナス効果を防ぐというような方策はいくらでもあるのではないのですか。それをやらないでにおいて、減量効果が落ちるのでやりませぬよと、初めからやりませぬよというニュアンスといひるのは、おかしいのではないかなと思ひます。

(環境)間淵主幹

今回の市民説明会で、この手数料の負担軽減という中で一番大きく出ておりましたのが、高齢者にかかる紙おむつ代、介護を要する方への紙おむつ代ですとか、また若いお母さん方が幼児にかかる紙おむつ代、こういうものへの切実な訴えといひものがございませぬ。これは一つにごみの減量の努力をしようにもできない一つの範ちゅうの問題でもありますので、私どもこの説明会におきましてのこれらの意見については、率直に一つの要望、また意見といひことで受け止めてまいってきたところとございませぬが、先ほどの生活保護世帯という中で区切つての私ども

の減量という問題であれば、先ほど言いました小樽市が他市よりも努力しております減量への各種の施策、その中で私どもは一定の減量のそれぞれの努力が報われるものと、負担も低くなるものと、そのように考えてございます。

斉藤(陽)委員

紙おむつは大事なことだと思います。それはそれでいいのですけれども、函館市ではいわゆる生活保護世帯への減量に当たって、年間のごみ量の80パーセント分についてだけ補助する。後の20パーセントは減量努力をしてくださいよと。小樽市でも資源化の目標として通常ごみに資源物が40パーセント含まれていて、その半分の量を減量する、全体でいえば、20パーセントになるわけですけれども、そういったことともこれは整合性があるって、こういうような条件づけをすれば、減量効果の努力もしてもらって、しかも生活保護世帯の補助もできるという、そういう整合性のある考え方もとりうるのではないのですか。

(環境)間淵主幹

私が函館に視察に行つてまいりまして、その中で減免ということについて、いろいろ私ども最初の段階で調べてございます。そういう中では、函館市は、実は生活保護世帯は条例上の減免措置にはしてございません。なぜかといいますと、この生活保護世帯だけではなく、低所得者世帯ということで、生活保護の申請をしていないけれども、それなりに頑張っている世帯というのがありまして、逆に低所得者世帯の方へ条例の中では減免規定を置いてございます。ただし、生活保護世帯には減免規定から外してございまして、負担軽減措置ということで奨励金として環境部の予算ではありますが、生活保護費の中に直接年間80パーセント減量した分の1,080円を振り込んでいると、そういう実態でございまして、ただ単に生活保護世帯うんぬんという問題の前に、いろいろな市が抱えている低所得者への配慮もあったというふうに聞いております。

斉藤(陽)委員

だから、先ほどから減免と言っていないですよ。補助と言っているのです。減免してくれと言っているのではないのです。きちんと生活保護世帯に対する補助金を支出しているのではないかということを行っているわけで、生活保護世帯うんぬん、減免うんぬんでは、今私が言っていることとは違います。あくまでも生活保護世帯に対する補助をするべきではないのかというふうに聞いているわけですけれども、いかがですか。

(環境)間淵主幹

負担軽減措置という問題につきましては、先ほども説明いたしました、説明会等で出された意見、また今後の市民からの意見、要望等も踏まえて、この負担軽減というものはある時期に整理をしていかなければならないものとは思ってございますけれども、現段階での今4月に向けての中では、今のところ負担軽減について具体的なものはありませんが、先ほど言いました説明会等の要望等も受けながら、考えていく必要もある点は幾つかあるかとは思ってございます。ただ、生活保護世帯という部分での結論には至ってございません。

斉藤(陽)委員

これはちょっと大事なことなので、一般的な負担軽減を今問題にしているのではないのです。生活保護世帯は、今、生活が非常に大変だから生活保護世帯になっているわけです。そういう大変なところに補助ができないのですかと聞いているのです。

(環境)間淵主幹

先ほど言いましたとおり、現況の社会状況の中では、生活保護世帯だけの特定した減免といいますが、手数料負担軽減ということは考えてございません。

斉藤(陽)委員

私としては、ここの部分については、どうしても最低限行すべき市の有料化に伴う施策ではないかなという気がいたします。

電動生ごみ処理機の助成について

最後に、電動生ごみ処理機、これは前回の定例会でも質問したのですが、先日の市民クラブの質問にもございましたけれども、函館市では初年度515件、それから今年度も既に450件の助成の実績があります。おおむね評判は良好ですということで、特段のふぐあい、不都合はありませんと。メーカー等でも特に以前答弁があったような後ろ向きの姿勢ではないと伺いましたけれども、この電動生ごみ処理機の購入時助成というものは、ほかの市でも有料化したところはほとんど取り入れている内容でもあるし、ぜひやるべきではないかということなのですが、いかがですか。

(環境) 廃棄物対策課長

電動生ごみ処理機の助成の関係についてでございますけれども、家庭から出るごみの中で一番多いのが生ごみでございます。そういった中では、家庭で唯一できるリサイクルということでは、生ごみの電動処理機、それから段ボール箱の生ごみ処理、それらは有効なごみ減量施策かというように思っております。先日の市民クラブの大畠議員からのご質問の中で、小樽市の中に取り込むことができるかどうか調査を進めてまいりたいという答弁をさせていただきましたけれども、最近のメーカーの技術開発、それから先日道新の方で報道がありました電動生ごみ処理機のいろいろな最近の動向等を勘案しまして、今後皆様にさせていただく家庭ごみの減量ということでは有効な施策だというように思いますので、小樽市の中に取り込めるかどうか考えていきたいと思っております。

斉藤(陽)委員

段ボールコンポストの基材の配布というのも非常に大事な、小樽市で取り組まれていることはいいことだと思いますので、ぜひあわせてこちらの生ごみ処理機の購入時助成という方も検討していただきたいと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

-----  
山口委員

年収300万円以下の世帯の割合について

質問に入る前に、ちょっと今気になる数字があったものですから聞きたいのですけれども、自民党の小前議員の一般質問の中で、小樽市の年収300万円以下の世帯の割合なのですけれども、87パーセントというふうにおっしゃっていたのです。今お聞きしましたら、総務省調べで小樽市は39パーセントということでした。これはどっちが正しいのですか。

(総務) 総務課長

小前議員の答弁については、ちょっと今確認できないのですが、私が先ほど答弁させていただきましたのは、総務省でやりました平成10年の住宅土地統計調査、これは全世帯を対象にしたものではありませんが、標本調査ですので、推計した数字として300万円未満の収入世帯として37パーセントという答弁をさせていただいたところであります。

山口委員

37パーセント。

(総務) 総務課長

私の答弁は、37パーセントということで答弁させていただきました。

山口委員

ただ、実態から見ると、37パーセントとはとても思えません、いずれにしても、今、斉藤陽一良委員がいろいろ数字をおっしゃっていましたが、小樽市の現状はたいへん厳しいと。生活保護世帯も来年の検討材料になっていますけれども、補助率が今までよりも下げられていくという、財政の負担額が大変な数字になっている

わけです。だから、もう地方は本当に悲鳴を上げているような状況に今なっているのです。

今回も私は一般質問で中・長期の展望について、いったいどこで議論されるのかと。これなしに市民サービスの低下、これもどんどん切り込んでいかないと、赤字再建団体になってしまうわけですから、市民は確かに広報等で小樽市の財政の台所が本当に苦しいのはわかっているのです。我々も努力すると。要するに痛みは我々もしかたないと思うと。そのかわり、やはり将来我々はこうするのだと。まちとしての展望を本当にみんなで議論して出さない、地方として、行政があるわけですから、知恵を出してなぜ展望を出さないのかという話になってくると思うのです。そこをどこをいったいどこが責任を持ってやっていっしょなのかということがなかなか明白に見えてこない。特に、せつかくグループ制の導入とか今回、機構改革みたいな形で建設部がまちづくり推進室というようなものをつくって一本化してやっている。どういうふうに連携されるかわかりませんが、企画政策室も大きなところでは政策立案をされるのでしょうか。それから、経済部も観光統計のデータを持ってらっしゃいますし、いわゆる観光での戦略も立てていっしょなのでしょう。そういう部分の連携、そういうものが市長の統轄下に展望を出して、そういうものを議会で諮って、市民に展望を出していくということがないと、単に痛みを、行政も給与のカット等、それから人員削減等もおやりになっていると。やはり痛みだけでは市民はもちませんよ。その議論を私は一貫してずっとやらせていただいていたつもりです。

ごみの小規模収集の提案について

今、ごみの話が出ましたので、先にごみの話をやらさせていただきますけれども、例えば他都市がやっていることが私たちがやるのだと。政策とはそういうことではないのではないですか。私どもはこうやるのだと。他都市の例でいいものはそれを取り入れてもいいですよ。でも、他都市がこうやっているからうちもこうやればいいというふうに、今までやってきたのではないですか。その結果が、この財政破たんにも直面しているわけではないのですか。そこを考えていただきたいと思います。

ごみ収集について言いますけれども、町内会で今190か所やられたとおっしゃっていましたね。どういう説明を主にされてきましたか。

(環境) 間淵主幹

12月12日現在の開催会場数は190会場でございます、約8,800人の方が今回の説明会に参加してございます。その中で、私ども最初にごみ減量化、有料化の施策に至った経緯、減量の目標、それから費用の使い道、そして有料化の制度、それから今後行われます市民サービスの向上の中身、そして資源物の分け方、出し方、これらを約1時間少々かけて説明してまいりました。

山口委員

これは市民からすれば負担が増えるわけですね。市民サービスの向上とずっとおっしゃっていますよね。先ほど斉藤陽一良委員の質問の中で、市民サービスにかかる費用としては3,650万円とおっしゃっていました。その内訳はどうなっているのですか。

(環境) 管理課長

3,650万円の内訳でございますけれども、資源物の分別ボックスの設置費、それと地域環境美化協力員という制度を創設しますけれども、それに係る経費、それと祝日の収集もいたしますので、祝日収集の経費、そしてあと冬期の収集の困難な地区がありますけれども、それらの解消に充てるための経費、それと段ボールの生ごみのたい肥化の助成、それらのことを総計しまして3,650万円という計上をしております。

山口委員

私は委員会とか議会の場では話していませんでしたけれども、一応担当の方と話をしたことがあったのです。これは、私どもの町内でもそうですけれども、市内の集積箇所、これはだいたい10軒から12軒ぐらいで平均だとお聞きしましたが、今そういう体制になっていますか。それをもう一回確認したいのですけれども。



(環境)工藤副参事

だいたい3,000近くありますので、単純に戸数にしますと20軒程度になるかと思います。

山口委員

20軒で、要するにどこかの家で、それから公園の脇にもありますけれども、ご迷惑かけているわけですよ。今度有料ごみになりますと有料袋ですよ。皆さんが近隣の人が3人が4人、近所付き合いがある範囲で、汚れたらカラスがつきますから、そういうのを掃除されているわけですよ。20軒みんなが協調体制をとって、そこをみんなで管理するというふうにはならないのではないですか。だから、これを機に、私が申し上げたのは、四、五軒で1組ぐらいつくて、そして当番制でみんなきれいにするのだと、管理するのだと。20軒もあれば不法投棄もありますから、だれも管理できないのですよ。そうすると、さっき言ったようにサービスの中に入っていますけれども、要するにそういう協力員みたいな者を置かなければいけなくなります。そうではなくて、住民も協力してやるという体制をつくるには、私は小規模収集でやるように説明会のときに提案して、そういうことを市の方としてしたいから、ぜひ町会の方でそういう体制をつくってくださいと。そうすれば、要するにみんなが収集体制が変わったなど、有料化になったけれども、そういうようになるのではないですか。これ、ほとんど体制変わらないままですよ。祝日収集なんかいいですよ。資源物のボックスを設置されるようなのもいいと思います。けれども、目に見えて変わるというようなことが、今まで相当問題があったわけですから、これからもっとありますよ。いくらなんでも20軒に1か所なんていうことを放置したまま、有料になりますよということでしょう。これ、減量化から考えたって、説明に相当無理があると私は思います。市民感情からいうと、この際ごみに対してはもっと意識を持ちましょうと、市民も協力してくださいと、そのために我々はこういう体制でやるのだと、そういう提案をして、それで相談を持ちかけていくべきではないですか。そここのところの説明がないように思いますよ。

(環境)間淵主幹

ただいまの説明会におけるやりとりでございますが、今回、私どもが190か所を設定いたしましたのは、全町会、自治会含めて177町会でございますが、これらの各町会、自治会から直接地元に関するごみの収集の問題、ステーションの問題、また不法投棄の問題、そういうものの忘たんのないご意見をいただけるよう、各町会、自治会等で設定させていただいたものでございます。その結果、それぞれの町会、自治会から先ほど山口委員のご指摘がありましたとおり、例えば集積場所の問題、それからまた不法投棄の問題等々たくさんのご意見をいただいてまいりましたので、今後はそれらの地域からいただいた中で、個々に対応できるものは対応していくということで説明会の中では答えてございます。

山口委員

私が申し上げているのは、町会に行って意見が出た分について、対応するというのではなくて、提案をするということなのです。まちに出て私どもはこう考えると、こういうふうには提案をしたいと。皆さん、そういうふうにするので体制づくりをやっていただきたいと。それが整ったところについては、必ずやりますと、こういう提案でないといかんのではないですか。ほとんどが、けっきょく、有料になりますから、ごみ袋の問題から細かい話をしますよ。資源物の収集の仕方も変わるし、祝日収集の話もあるし、何時間やられたか知りませんが。私どもの考え方はこうだと。その中に、今私が申し上げたようなことを提案をして、こういうメリットがありますよ。今回の有料化を機に、私ども収集体制を見直すのだと。これまでご迷惑をかけたと。そういう姿勢でやるので、市民の皆さんも町会合意を図って、近隣と話をされて、そういう体制をぜひ考えてくださいと。次のときには私どもそういうことが町会から出れば、すぐ体制を組みますと、こういうことではないですか。このぐらいのことをやられて、体制を変えていかないと、金がないから有料化するのだからうぐらいの話で終わってしまうでしょう。この辺どうですか。説明会はまだあるのでしょうか。

(環境)工藤副参事

ごみステーションの件でございますけれども、従来はごみステーションの位置をずらすとか、増やすといってもいろいろな町会といいますか、地元住民の方々でまとまらない部分が多々ありましたので、確におっしゃるとおり、市としては積極的に5軒なり10軒で出してほしいという働きかけはしておりませんでした。しかしながら、委員のおっしゃるとおり、私どもも平均20軒ということなら多いなという部分もありますので、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

山口委員

しつこいようですけれども、そういうことを行政の方から提案して、町会の方に振っていただくと、提案をしていただくということでもいいですか。今後そうされるのですね。はい、ありがとうございます。

交通記念館について

次に、移らせていただきます。

交通記念館についてです。記念館はこれまでの議論の中でいろいろ努力はされているようですけれども、資本金3億円、赤字幅は年々減っているようで、経営努力をされているのは理解しているわけですけれども、もう原資が7,000万円程度になっているというふうに聞いております。その点、経営の状況を若干説明してください。

(教育)高橋主幹

交通記念館について、お答えいたします。代表質問でも高橋議員から出たところでございますけれども、今年度につきましては、日本銀行から受けたマニ車の展示、あるいはチョロQというオリジナルグッズをつくって販売いたしまして、入館者も有料入館者で、昨年に比べて5,000人ほど増えております。赤字幅でございますけれども、昨年は1,600万円ぐらいの赤字が出たのですけれども、500万円ぐらいは縮まるのではないかと考えております。ただ、累積の損失がかさんでおりますので、今後とも厳しい状況にあるというふうに考えています。

山口委員

お聞きしますけれども、交通記念館の見直しについては、どこで今議論されていますか。

(教育)高橋主幹

私ども教育委員会の中で、社会教育施設という部分もあるものですから、教育委員会としてどういうことができるのかということは今議論しているところであります。

山口委員

私は交通記念館についての見直しの検討については、単に社会教育部署だけでやっているというのはおかしいのではないかと思います。私は小樽の観光についてずっと質問してきましたけれども、やはり先ほどの市民がこれからの都市展望として、これは小樽でやっていけるぞと、次はこういう展開があるのだぞと、そういう話の中で、私は交通記念館とか旧手宮線というのは、非常に重要な場所だということを言ってきたわけです。それは皆さんもお聞きになっているし、どういう感想を持っておられるかわかりませんが、ただ長期的に北運河とか新たな観光拠点の開発というのは、絶対に必要なのです。市長も宿泊率を上げるために何とかおまえら頑張れと皆さんにおっしゃっていると思います。その知恵を出さなければいかんわけですよ。これは市は金がありませんから、民間の協力を得ながらやるとか、いろいろな方法を考えなければいけませんよ。その中で、交通記念館も重要なポイントになっているということを申し上げています。旧手宮線も一体のことなのです。そういういわゆる都市展望にかかわる重要な案件の一つなのです。これを単に社会教育部署だけで赤字になっているからどうしようかという議論をしているようでは、どうしようもないのではないですか。その辺に今後どのように、そういうことを検討されるつもりなのか、位置づけ等を含めて、まず交通記念館のそういう意味での重要性の認識、旧手宮線の歴史的遺構、それから観光資源としての認識、これをどうしようにお考えになっているのか、これは総務部かどこかわかりませんが、お答えいただければと思います。

(総務)企画政策室長

ただいま手宮地区といいますが、小樽の北部の地区のまちづくりについての質問でございますので、私の方から答えさせていただきます。

まず今、委員がおっしゃったとおり、小樽の歴史的な遺構、産業・文化も含めて、手宮は小樽の発祥として培った歴史的なものが多く点在してございます。それは一つには公的施設もありますし、そのほか民間の石造倉庫群、これも歴史的な非常に大きな文化として残されております。そういうものが点在した中で、小樽市のまちづくりとしての手宮の運河通りも往時のままの運河を残した整備を行ってございますし、港湾部の方では運河公園として船入澗を再現したような、そういう歴史的空間づくりに努力してきてございます。そういうものを踏まえた中で、民間の活力も視野に入れて、どうしていけばいいのかというビジョンづくり、これが市長答弁にもございましたけれども、今後、関係部が集まりまして、そういうビジョンをつくっていき、その中で民間のノウハウを入れながら、小樽の新たな観光拠点といいますが、そういうものをつくり上げていかなければならないと思いますし、ハードだけではなくて、民間では手宮公園で夜桜のライトアップであるとか、いか電祭り、こういう手宮の特色を生かしたまちづくりも行われております。そういうソフト事業も含めて、新たな小樽の拠点づくりをしていかなければならないと。その中の一つとして、交通記念館もあるのではないかというふうに思っております。

山口委員

今、関係部局でこれから協議していきたいというふうにお聞きしましたけれども、関係部局というのはどこまでの範囲のことですか。

(総務)企画政策室長

当然観光の面からいえば、経済部でありますし、港湾の地域もございまして港湾部も入るでしょうし、教育部、さらに企画政策室等々、当然、建設部のまちづくり推進室がメインになるとと思いますが、そういうところを中心として今後の議論展開といいますが、構築の中でまた必要があれば他の部の応援をいただきながら、小樽市としての魅力づくりをしていかなければならないと、こう思っております。

山口委員

新たにそういうものを設けて、やるということによろしいのですか。どのぐらいをめどにそういうことを、結論づけ、一定の方向性を出すのに、どのぐらい時間を見えていますか。

(総務)企画政策室長

まだ立ち上がっていないので、これからそういうまちづくり会議を立ち上げるということでございますので、めどというところまでこの場でお話しする状況にございませんので、その部分については、もう少しお時間をいただいた中で、お知らせしていきたいと思っております。

山口委員

小学校適正配置について

次、学校適配のことなのですが、私は適配の委員会におりまして、この場でもちょっと質問させていただきたいのですが、一応統廃合の学校が決まりましたね。再来年の4月に一斉に実施するということだと聞きましたけれども、その中で要するに適配をやってよかったかと、そういうふうに見えるような施策を二つ提案しております。

一つは通学路の問題です。もう一つは学習指導員というか、いわゆる文部科学省の制度ではないのですが、そういうものを提案しているのです。やはり地域に根差した教育ということで、教職員のOBの方々がたくさんいらっしゃるし、そういう方々は何度も申し上げているように、当然リタイアされていますから時間がありませんね、それから金銭的な余裕も、先ほど年収300万円以下の方がどれだけとかありましたけれども、彼らは基本的には高収入の方たちですね。要するに、経験をお持ちなのだ。そういった方々が社会参加をしていただいて、地域ぐるみで教育に参加していくと、少子化にもなっているわけですから、とらの子の将来を担う世代なわけですから。そう

いう意味でそういう制度も含めて、ぜひこの際これをきっかけにやるということであれば、私は適配も今回統廃合でよかったなという話になると思いますよ。

もう一つ通学路の問題も、それこそ交通指導員を各所に配置するとか、これまでいろいろされてきたと思いますけれども、そういうことではなくて、学校というのは住宅地周辺にあるわけですから、住宅地の道路の見直し、これは生活者の道路ですから、また高齢者も多いわけですから、そういう意味でいうと、今回のことに限らず、当然見直しが必要な時期に来ているのだと思います。ですから、これは教育委員会だけではなくて、他の部署とも連携をとって、総合的な見直しをかけて、これを機にやるということをおやりになれば、私は財政的なことも含めて、そんなに負担をかけないでできることなのですよ。それから、学習支援にしても、石狩市の例を挙げさせていただいて、要するに交通費1,000円だけの支給でやっているわけですね。ですから、そういう意味でいえば、そんな僕お金かからないと思いますよ。カウンセラー1人、2人増やす経費ぐらいで、じゅうぶん効果があると私は思うのです。その辺これから、これ決まったわけですから、例えば通学路の問題でもどこに問題があるのか、改善できるところがどこなのだと、そういうところを今のところ調査されていますか。それと今後の予定も聞きたいのですが。

(教育)京谷主幹

子ども教育委員会としては、総務部、それから建設部を主体とします関係部局の道路会議というものがございまして、それに子ども教育委員会も出席し、協議させていただいたことが2回ほどございます。それとは別に、今回案が出されましたので、教育委員会といたしましては、各関連校の校長と、そういった通学路についての危険な箇所あるいは雪道の除排雪等、そういったところの話合いを終わらせていただきまして、それらを基に子ども教育委員会がつくった図面に落とししたものを持ち寄り、道路会議とは別に具体的に建設部等所管の課と詰めをさせていただいている、そんなような状況でございます。

山口委員

細かい日程は聞きませんが、期限があるわけですから、真剣に検討していただきたいと思います。道路会議でやっているのは聞いております。それがどう進展しているかを聞きたかったのです。どこに力点が置かれているかということが一番大事なのです。除排雪の問題、当然です。でも、夏場、基本的に道路は車中心になっているわけです。通学路で実質40キロから50キロで走る道があるわけですから、住宅街の道路で車がそれだけ走れるような構造にしておくことがおかしいと、ずっと申し上げてきました。その見直しが全国各地で今やられているわけですから、小樽市は率先してそれをすべきなのです。これを機に、まず考えましょうと。それを投げかけて、例えば教育委員会から道路関連のまちづくり推進室に投げかけるとか、そういう積極性が欲しいわけです。それを地域の人の合意がなければできませんから、説明会でそういうアイデアも私たちありますということで。また地域合意をやらなければいけないわけです。だから、計画案をつくった後に行って、これでやらなければならない。こうなってから、町内会に説明しに行くといったら、また時間がかかるわけです。今せっかく説明会をやっているのですから、一定の方向性を出して、その説明会の中で提案するという段取りが必要ではないかと思うのです。ですから、いつまでも道路会議の方でやっています、検討していますでは困るのです。だから、その辺のところを具体的に期限を切って、いついつぐらいまでに結論を出す。できないならできないでいいのです。でも、やる、検討するとずっとやっているわけですから。前向きに検討すると。また、前の石田教育長のときも、それから今の菊教育長もたいへん貴重なご意見をいただいて、前向きに検討しますというご答弁をいただいていますから、だからそういう意味でいうと、毎回、ちょっと検討する、検討するという答弁ですから、もう少し前進して検討に入っていたきたいと、このようなことを申し上げておきます。

もう一つ、指導員のこと、これは検討するとおっしゃっていますよね。今、どの程度まで検討が進んでいるのかをお聞きします。

(教育)指導室長

かねてから、委員にご提言いただいております件でございますが、現在、教育委員会内部の関係課において協議しているところでございます。その中では、特に私どもの考えといたしましては、市民との協働による学校の教育活動の充実という観点に立つということが一番大事だということから、保護者や地域の方々に広く学校のさまざまな場面での支援をいただきたいという思いを持っているところであります。したがって、委員にご提言いただいておりますのは、特に学校の教育活動というところに焦点を当てながらでございますが、子どももう少し幅を広くとってということで、そういう中での内容の精査を行ったところでございます。そして、現在、仮に学校のニーズを市民の皆さんの協力を得る場合などに、その課題の整理ということで行っているところでございます。例えば課題として挙げられるものとしては、ベテランの退職教員がいた場合に、学校の先生が具体的に指示を出すという場合に出しにくい問題もあるやに聞いてございます。これは他市での状況でございます。また、教員免許を持っている人が、成績など、子どもの採点業務にかかわったりすることも想定されるわけでございます。この場合、どの程度そういう個人情報に触れるか、ないしはそれにかかわって守秘義務の確保と申しますが、その辺も含めながら課題、そのほかにも例えば先ほど委員のご提言では交通費ということでありましたが、そういうふうに出している場合もありますし、出していない場合もございまして。また教育活動ですので、その場合の保険のありようみたいなもの、その辺の課題の整理と申しますが、その部分について先進地の状況も踏まえながら、今、課題の整理を行っているところでございます。

なお、今後の動向、展望でございますが、この整理がつくところから、校長会等のご意見も伺いながら、シミュレーションと申しますが、そのところまで進めてまいりたいというふうに考えてございます。

山口委員

何か幅を広げすぎて、けっきょくは野外教育とか体育の授業とかそういうところで終わるのかなという気もします。

私は算数とか、中学へ行けば数学ですけれども、そういう授業で落ちこぼれる人が出るわけです。そういう規格の授業で補助的に教えていただくと。私が言っているのは、教師と対等ということではなくて、父兄参観の日は後ろにいるわけではないですか。そういう方が後ろにいて、ちょっと首をかしげている人がいたら、寄ってどこがわからないのと聞いてあげるといふ補助的なことですよ。そういう、言ってみるなら、リタイアされた方というのは、ある意味では現役のときの反省もあるでしょうから、そういう意味でいうと、確かに現役の先生はプレッシャーがかかったりすると思います。その辺のことはあると思います。ただ、それを成績の精査までその人がかかわってくるようなことになるというような、最初から約束事をつくったらできるわけですから。ただ、校長会と話をしただけで、私は、これが進むとは思わないですよ。これは現場の先生方の組織があるわけですし、そういう方々と父兄の方々や、それは校長会でもいいですけども、それと市民も入れて1回本当に議論したらいいのではないかと思います。

また、統廃合になって、増える学校もあるわけです。40人になったら二クラスにするというところができるということがありましたけれども、そういうことをやれば、40人でもいいと思いますよ。面倒見れますよ。先生方の能力が落ちているとは私は言いませんが、生徒の状況というのは昔と違ってだいぶ変わっていますから。昔は言うことを聞きましたよ。それが今はそれこそ親だって子どものことをしょっちゅう見ているわけでないです。ただ、勉強しろと言っている親が多いですから。そうしたら社会教育もやらなければいかんということになります。そういうことが大変多いわけです。だから、少人数にしようという話になっていると思います。そういう意味で言うと、ある意味ではしつけも含めて、そういう方々が優しくやるということも必要だと思いますよ。だから、そういうふうないわゆる地域参加の教育みたいなことを率先して、これは他都市でやっているわけですから、それを小樽ができないことはないと思いますよ。

けっきょく、適配で、確かに人口は減ったわけですよ、生徒数も減っているわけです。今の学校の数を維持するなんてことは、それはおかしい話だと、そんなことはみんなわかっていますよ。けれども、この機を逃さず、今申し上げたことをやって、このまちは変わったなと、山田市長になって何かいいことあるよと。財政は厳しいけれども、何かやり方が変わったぞと、こういうことに行政の方が努力をされるべきだと思います。そういう観点で私は申し上げているので、あまり消極的に考えないでほしい。あい路があると。あい路はクリアすればいいのではないですか。だから、机に座っているのではなくて、表に出て働きかけをすると。さっきのごみの問題でも言いましたけれども、現場に出ないといけませんよ。要するにデータだけ見て政策をつくってはだめなのです。だから、そういうことを申し上げて、答えはいいですよ。適配の問題をこれで終わりにします。

#### 小樽病院移転について

病院、確かに予算は削られて、面積を削って、やったと。財政が悪いから縮小するということですよ。何か私はそういう小手先でやって病院がよくなるとは思いませんよ。確かに財政が悪いからしょうがないと思います。どうも古くなったから新しい病院をつくらなければいけないからつくるといふ。場所はやはり小樽病院の隣の量徳小があるから、何とか適配にかけて、要するにそれを統廃合の対象にして、やればいいという、そういうふうにししか市民は受け取っていないのです。小樽病院の建物が新しくなって、ああ、これでもう溪仁会に行かなくて済んだねという話にはならないですよ、これ。だから、やはり本当にそういう医療行政を小樽市はどう考えるのかという根幹の問題をちゃんと議論しなければいけませんよ。

私は、まだ場所の問題も、それから運営主体の問題も議論が尽くされているとは思いません。これだけ大きな問題が、まして30年も子孫にまで、要するに負担をかけるわけです。病院運営がうまくいかなかったら、一般会計からまだ持ち出しますよ。そういう重要な問題なのに、1回もシンポジウムをやっていないではないですか。これ出てくるよ、絶対、そうしたら。医者が出てきて何か言うわ、民間でやっている病院の方も来ているいろいろ言うわ、それはあると思いますよ。そういう議論を本当にやるべきなのです、これだけの重要な問題というやつは、と私は思います。

そういう意味では、これは私の単なるアイデアだから聞いてくださいよ。私は望洋台がいいと思うのですよ。ずっと常々私はそうやって言ってきたのです。なぜかという、場所が広いのです。駐車場もとれます。三菱地所の余った土地もあります。サッカー・ラグビー競技場、せつかく12億8,000万円もかけてつくりました。あそこは温泉も出るのでしょうか。そうしたら、小樽病院だけではないのです。予防医療の病院も誘致をかければいいのですよ。終末医療の病院も誘致をかければいいのですよ。そうすれば、後志や札幌、西部地区の中核病院にじゅうぶんなると思いますよ。そういうことでやれば、小樽病院に当然いい先生も集まってくると思いますよ。医者の集め方も容易になると思いますよ。確かに遠いというふうにおっしゃる。それから冬どうするのだということがある。それはクリアできますよ。そのぐらいの規模で物を考えてだめなら、今の量徳小にしようという話でないかと思いますよ。だから、私はそのぐらいの規模でまず考えて、そして最終的にここに落ち着いたという話なら、私はまあ仕方がないなと思いますけれども、なぜ最初にそういう構想をして、市民にも協力を求めていくことができないかというふうに思います。これは感想だけでけっこうですから、どなたかお願いいたします。

#### (総務)市立病院新築準備室長

新病院に対しまして、いろいろご提言をいただきました。これはご承知のとおり、新病院の構想策定に当たりまして、市民の皆さんの代表者の懇話会からスタートいたしまして、また、病院内での検討、そしてこれは単に病院だけの問題ではないということで、全庁的な会議も設けてずっと進めてまいりました。総合調整会議という会議を設けまして、助役が座長になりまして、病院である程度基本的なことを決めたときに、その総合調整会議にかけながら、いろいろまた検討して全庁的な形で決めてきた経緯もございます。ただ、今回も財政状況の関係で見直しというような精査・検討という形で、こういう形で示しましたけれども、これにつきましても、あくまでも基本構想

段階でございまして、これから基本設計、実施設計というようなことで、具体的な段階を踏んでいきます。その過程で、当然今回の精査・検討についても市民向けの広報1月号に掲載して、市民からご意見をいただこうとしております。そういったような、これからまた基本設計、実施設計に向けて、そういったような市民の皆さんの声だとか、議会の皆さんのご意見等も踏まえながら、また進めていきたいなど、そういうように考えています。それから場所につきましても、市民向けのアンケート調査をやった時点で、確かにそういったような環境のいいところに病院を建ててほしいという意見もございました。ただ、小樽は高齢者が多いということで、病院となると、特に冬のことを考えた場合に、交通の便のいい中心部に近いところに病院をつくってほしいというような強い要望もございましたので、そういう形で現在こういう検討をしているわけでございますけれども、今の委員のご指摘につきましても、一つのご意見として承っておきたいと考えております。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後2時48分

再開 午後3時20分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

-----  
新谷委員

適正配置について

初めに、教育委員会に一つだけお尋ねします。今度の適正配置は、なかなか市民がいろんなことを言っても強行に進めたいと言っているのですけれども、これはいったい何に基づいて行っているのか、改めてお伺いします。

(教育)京谷主幹

今回の計画案につきましては、私どもはいわゆる学校の小規模化に伴いまして、標準化規模とする12学級から18学級、これを新1年生に当てはめまして、そういった中で新1年生の2学級確保を目標に、おおむねはそういうことで計画を立てています。

新谷委員

よく聞こえなかったのですけれども、その基になっているものは何でしょうか。

(教育)京谷主幹

学校教育法の施行規則第17条標準学級というところで、それから公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律というようなことで、公立は1学級40人というのを標準とするといったところを基に、この計画を立てたわけでございます。

新谷委員

なかなかあれですよ。平成4年の中学校のときに小規模の学校のメリット・デメリットの比較ということで、平成4年総務省調べというものが私たちの手に渡されました。それで、平成4年と平成10年に義務教育諸学校等に関する行政監察結果報告書というのが総務省の行政監察局から出されております。これを見ますと、市教委が今まで言ってきたことが全部書いてあるのです。判こで押したように小規模だと活性化ができないと、そういうことが書かれているわけです。これも同じ、前に出していた資料と同じものが出ているのですけれども、これに基づいて行っているのではないのですか。

(「総務省のオウム返しだもの。違うなら違うで言え」と呼ぶ者あり)

(教育)川原次長

この小規模校のメリット・デメリットにつきましては、これは全国的に、一般的にこういった形で小規模によるデメリットにこういうものがありますよということで紹介されております。私ども、こういったメリット・デメリットを含めまして、今まで平成11年度基本方針、実施方針、こういうものを立てまして、そしてこの計画に至っているところですよ。

新谷委員

そうすると、私たちが毎度毎度言ってきた小樽市の状況に合わせてどうなのだと。小規模ではこういうメリットがあるデメリットがある、大きい学校ではこうだということが一つも示されないで、これを判こで押したようにオウム返しに言っているだけなのです。ですから、総務省の指導の下、総務省ではこういうふうに言っています。「県教委を通じて学校規模の適正化について都市部の小規模化の進行、それから生徒の動向などを踏まえた適切な対応が積極的に図られるように、市教委に促すとともに、その情報を提供しなさい」とこういうふうに言っているのです。ですから、私たちはその国の指導の下に行って、それを踏襲していると。小樽市独自の問題ではなく、そういうふうにしかならないのです、いかがですか。

(教育)川原次長

確かに、総務省の方でこういったメリット・デメリットを示しておりますけれども、これは、全国的に今の少子化の中で、小規模校化の中で全国的に通じる話でないかということで、今この適正配置につきましては、これに基づいて小樽のみならず、全国的に展開されているところだと思います。

新谷委員

だから、おかしいと言うのです。先ほどもどなたか言っていましたけれども、全国がそうだから小樽もそうだ。通じるところもあると思いますけれども、そうではなくて、小樽自身の問題でどうなのかということから出発しないと、はっきり言って怠慢というか、そうとしか思えないのです。だから、今後お願いしてありますけれども、小樽の教育効果、12学級以上、それから11学級から7学級まで、あと6学級以下とかそういうふうにして全部出していただくように、それでなければ議論が進まないと思いますので、それは要望しておきます。これはこれで終わります。

使用料について

その次、使用料についてです。この見直しの件ですが、ちょっと突然ですけれども、指導室に聞きます。1から10の項目がある場合に、その中にゼロが三つ入って、その平均というとうとういうふうな計算になりますか。

(教育)指導室長

正直今戸惑っているのですけれども、内容としましては、いろいろな平均の出し方があります。相加平均もあれば相乗平均もある。それぞれの統計の処理の目的に応じてなされるものかなというふうに理解してございます。

新谷委員

単純に考えたらどうなるのですか。

(教育)指導室長

単純にと申されましても、そのデータやその事例がないとわからないものですから、平均といいますが、数学的な処理でいいますと、足してという場合もありますし、相乗という形もございまして、繰り返して申しわけございませんが、そんな形かなと思ってございます。

新谷委員

普通はこの場合は使用料に関しては相乗効果というのが、ちょっとまた別問題だと思うのですけれども、普通は小学生でもゼロを入れて平均を出すというのが普通だと思うのですけれども、この市の方から出された使用料の個



人使用、矛盾点がたいへんあります。体育館の一般、それから陸上競技場一般、弓道場一般、プール高齢者、美術館高齢者、これの使用料の現行、改定案、それから全道平均をお示しください。

(財政)笠原主幹

全道平均ということで、総合体育館につきましては主要都市10市の中で無料のものもちろん先ほどの議論の中でありましたけれども、平均といたしましては170円ということです。

新谷委員

済みません。現行、改定案、平均ということで、並べて知らせてほしいのです。

(財政)笠原主幹

現行と改定案、それと平均ということですが、総合体育館の一般の利用につきましては、現行150円、これは私どもの改定案では200円としております。主要都市の平均につきましては170円となります。陸上競技場につきましては、現行100円、改定案が200円、主要都市の平均が160円。弓道場につきましては、現行100円、改定案が200円、主要都市の平均といたしましては170円。プールの高齢者につきましては、現在、減免措置ということで無料になっておりますが、本来的には450円の料金になっています。これを私どもの今回の改定案では一般の料金の2分の1程度ということで220円という料金を出しています。主要都市の高齢者の部分の平均でいきますと204円と、こういう形になっております。美術館につきましては、一般150円、改定案は300円、主要都市の平均では200円、こういう形になっております。

新谷委員

見直しの視点では全道の平均をとるということですね。これについては平均と言うからには、私は無料のところも当然入れるべきだと思うのですが、有料の都市の平均をとっていますよね。それよりもさらに高くしているというのはどういうことなのですか。

(財政)笠原主幹

まず、総合体育館の使用料200円の案についてですが、主要都市の平均は確かに委員ご指摘のとおり、今回の改定よりも少ない170円ということになっておりますけれども、今回の改定に当たって、その利用者の負担といたしますか、そういう部分でお願いできる範囲ではないかということで200円という料金を設定してございます。

新谷委員

お願いできない金額ではないとは思いますが、けれども、みずから設定したそういうやり方から外れているから問題だと言うのです。それで、この主要都市よりも高くなっているところがこういうふうにあるわけですが、この料金を決めたときに、全部のトータルとしてでこぼこがあっても4,200万円を出すのか、それとも各課ごとに財政効果を生み出すように進めたのでしょうか。

(財政)笠原主幹

4,200万円というのは、ここに示してあります改定案等ございますけれども、それを16年度の予算ベースの数値に置きかえて積み上げたということで、各施設ごとの数値になりますけれども。

新谷委員

各施設ごとに各課ごとにやるからこういう矛盾が出てくると思うのです。中学生以下は今度は無料になりますよね。高校生も安くなるということもあって、その課の中でいかにして財政効果を生み出すかということでやるからこういうふうなことになるのではないかなと思うのですが、いかがですか。

財政部長

大原則はこの文化体育施設のみではなくて、民生施設だとかを含めると相当数に上るわけです。そういった中で、基本的には道内10万人以上都市の平均額を見て、それよりも高ければ下げよう。それから低ければそのレベルまで上げていこうということがあるわけです。これが一つの基本的な原則です。今ご指摘の部分については、それから

は確かに外れる部分がありますけれども、一定程度、今、主幹が申し上げましたように、額からいたしますと受認の範囲かなという形の中でひとつお願いをしたい。それから、また比較する施設が、こういった文学館だとか美術館などは少ないといいますが、博物館についてもそうですけれども、それほど差がないという中で、一定程度の料金に他の市にならうというような形でやらせていただきました。

それで、課ごとのうんぬんということではなくて、あくまでもこれは繰返しになりますけれども、16年度の予算に置きかえてこの率でやったときにどうなるかということで、おおよそ4,200万円という数字が出てきたわけですから、我々としてしゃにむにこの4,200万円を取るのだとか、そういうことは毛頭考えていないわけですから。したがって、話はちょっと進みますけれども、17年度の歳入の予算を立てるときにおいても各部課においては、一定程度の減少だとかなんかもあるでしょうから、いろいろなものを踏まえて立てる。ですから、必ずしもこのように置きかえた数字の4,200万円がそっくり歳入になるかどうかということにはなりにくいというふうには思います。

新谷委員

私もそう思いますよ。やはり利用が減る部分がありますから。その部分を高齢者の有料化でカバーしているのです。

次に入りますけれども、高齢者の利用実績の中でも利用が多いプール、ここではどのような利用がされていますか。

(教育)生涯スポーツ課長

室内水泳プールでございますが、こちらの方では平成16年11月末現在6,578名の高齢者の利用がございます。

新谷委員

どういうふうにならっているか。

(教育)生涯スポーツ課長

高齢者の方の利用の形態ですが、泳ぐというよりも水中歩行といいますが、そういうメニューが多いというように承知しております。

新谷委員

それでは、これは保健所になるのかな。水中ウォーキングはどのような効果がありますか。

保健所長

私から説明いたします。水中で歩くという動作、また運動、これはもともと日本では遅れてますけれども、海外では特にヨーロッパの方では昔からリハビリに使われている。ドイツあたりでしたら、温泉は完全にリハビリのためにある。水中を歩いたり、いろいろなそういう高齢者の運動が中心です。それが日本では最近でもないのですけれども、先進的な場所ではけっこう昔からやられていましたけれども、最近急速に広まってきてまして、水中での高齢者の歩行。水中でしたら、体重が浮力の関係で非常に軽くなりますので、それで足、ひざの負担が軽いということで、最近高齢者の特にリハビリでやっているのですけれども、そのほかにも肥満、高齢者の運動、そういうものに利用されてきております。

新谷委員

健康に非常にいいということで、効果が出ておりますけれども、これはこれから介護保険も来年改定するというので、いろんな負担がかかってくるような気配というか、そういうふうなことで進んでおります。ですから、介護予防、これも大事だと言われてます。それから医療費の節約です。小樽市は高齢者が多いので医療費が高いというふうに言われておりますけれども、そういう面で逆にこの高齢者の水中ウォーキングが役に立っているのではないかなと思うのです。その点ではいかがですか。

(保健所)健康増進課長

水中ウォーキングを含めまして、平成15年度から健康総合大学というものをやっているわけでございますが、その中で一定の効果ということも出てきておりますので、水中運動も含めた形でまたいろいろ見直しをしながら充実させていきたいと思っております。

新谷委員

ですから、その点で非常に役に立っているということで、これをぜひ推進していただきたいと思うのですが、その際に全道平均以上にお金を取って進めるということは、再検討していただきたいと思うのです。これはみずから決めた矛盾を進めるわけですから、確かに220円というのは高いお金ではないかもしれませんが、ただそのやり方、その基準から外れているわけですから、ぜひ直していただきたいと思うのですが、14年2月に高齢者の生活実態、収入、健康管理等について高齢福祉課で調べておりますので、教えてください。

(福祉)高齢・福祉医療課長

平成14年2月実施の65歳以上の高齢者を対象にした小樽市高齢者一般調査から主なものを話させていただきますけれども、65歳以上の高齢者の方の収入の種類については年金収入が一番大きいということで、98.8パーセントということで大部分を占めているという状況になっております。それから、収入の額につきましては、100万円未満が30.4パーセント、次いで100万円以上200万円未満が28.3パーセント、200万円以上300万円未満が23.2パーセントという状況です。それから、世帯の収入で見ますと、200万円以上300万円未満が28.8パーセント、次いで100万円以上200万円未満が20.4パーセント、300万円以上400万円未満が19.2パーセントという状況になっています。それから、健康状態でございますけれども、おおむね健康であるという方につきましては43.6パーセント、次いであまり健康ではないという方については27.9パーセントという状況です。それから、病気の有無ということでございますけれども、病気があり通院しているという方は67.1パーセントで、次いで病気は特にないというような方については19.3パーセント、そういった状況になってございます。

新谷委員

健康管理はどうか。

(福祉)高齢・福祉医療課長

健康管理ということでございますけれども、健康に気をつけているかということで、これに関しましては90.1パーセント、大部分の方がそういったものに気をつけているという状況になってございます。

新谷委員

前に見たのでは、体を動かすとか、外出するというのが半分、65.5パーセント、それから50.1パーセントということで、多くの方が外に出て健康管理をしていると、こういうことでした。こういうことから見ても、高齢者の生活実態は決して楽なものではないですね。その中でもこういうふうに努力しているわけですから、先ほど言ったように病気予防だとか介護予防だとか、そういう点でも効果のあるものですから、これは基準より多い設定をしているものは再検討すべきだと思いますが、いかがですか。

(財政)笠原主幹

ただいまの高齢者の例えばプールの料金の改定なのでございますけれども、先ほど私の方では確かに高齢者の他都市の平均は204円になっております。私どもが提案している料金は220円ということ、こういう話はしましたけれども、今回の料金の設定に当たって、基本としているのはまず通常の一般の料金、いわゆる大人の料金、そこで比較しまして、それを高齢者に対しては半額程度に料金設定をしようということで、初めに450円がありまして、その2分の1という考えで設定しておりますので、高齢者同士の比較はしておりません。また、高校生の料金についても、同様に一般の料金を算定しまして、その半額程度と、そういうような形で考えております。

新谷委員

そういう考え方は示されているのでわかります。けれども、半分程度というふうに書いてありますし、今の受け答えを聞いていただいたと思うのですけれども、健康増進という立場からも、基準を超えているわけですから、それは再検討すべきだということでは、いかがですか。

財政部長

今、主幹も説明いたしましたけれども、今回の改定に当たりましては、昭和59年以来の、全面的に見直そうという考えの中から、20年ぶりに手をつけたということがございます。その中で、基本的に全体の料金体系だとかなんかを見直したわけですけれども、70歳以上の高齢者の方については、いろいろと受益者負担の関係もございまして、確かに新谷委員がおっしゃいますように、健康増進だとか、そういう面ではプールなんかは非常に効果もあるということにはなるのですけれども、基本としては全体の見直しの中での一般の料金の2分の1程度というような形で設定をさせていただいたということでは、一方ではまた小学生、中学生については、個人使用についてもすべての施設について無料で大いに使ってもらおうというような考え方にも立っているわけではございますので、額的には204円の平均のところは220円ということになりますけれども、基本的な考え方の中でそういうふうな整理をさせていただいておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

新谷委員

ご理解をと言いますが、理解できないからこうやって言っているわけですね。何が何でも決めたとおりに進めるといふ、その姿勢はかなり強固なものです。それでは市民の意見を聞かないで、そういうふうに進めていいのでしょうか。

銭函パークゴルフ場使用料について

次に、言っておりますので聞きますけれども、銭函パークゴルフ場の使用料です。先ほど自民党からも質問がありましたけれども、自然の村と銭函は形態が違いますよね。自然の村は日額、それから銭函はラウンド制ということで、芝の管理のことを言っていましたけれども、自然の村はどういうふうになっているのですか。

(経済)土屋副参事

自然の村のパークゴルフ場の芝の管理ですけれども、毎週月曜日を休業日にいたしまして、芝の養生をするということで、芝を休ませまして、そして公社の職員が直接作業する人を使いまして、散水なり、あるいは芝の刈込み等を行って芝の管理に当たっていると、こういう状態でございます。

新谷委員

自然の村は芝がはげて、すごくやりづらいというようなことを聞いているです。だから、この見直しの視点では施設の設置目的とか利用実態を勘案して、同一利用形態にある使用料の整合性を図ると言っているのに、ここでも整合性が図られていないのではないですか。

(財政)笠原主幹

自然の村のパークゴルフ場の利用料金と銭函パークゴルフ場の利用料金の関係ですけれども、先ほど答弁したとおり、利用実態は、自然の村の約2倍、銭函パークゴルフ場の方があるということから考えて、その利用に応じた料金をいただくということで、今回このように提案させていただいております。

新谷委員

何回聞いても整合性がないのです。何か都合のいいように変えているのです。片方では芝の養生があるからラウンド制、片方は日額です。こんな矛盾ありませんよね。地域の方、それからここを利用している方はもう高いのだということでもさっきも陳情があったというけれども、いろいろそういう不満が出ていますから、ぜひこれは再検討していただきたいと要望いたします。

それからまだ言っているのですけれども、時間になりましたので、次に譲ります。

-----  
北野委員

小学校適正配置について

市教委に尋ねます。

学校適正配置計画案に関して、この11月24日、量徳小学校で保護者に説明会、同じく12月4日、量徳小学校の地域説明会で適正配置のスケジュールについてどういう質問が出され、市教委はどういう説明をしたか、報告してください。

(教育)京谷主幹

スケジュール等につきまして、市教委は昨年の地域の説明会で四、五年で実施するというようなことを言っておりましたけれども、この計画案には平成18年4月となっているというようなことで、それについてどのようになっているのかという、大まかなスケジュールについては、そういった質問がされたというふうに思っています。

北野委員

何て答えたの。

(教育)京谷主幹

それにつきましては、当初におきましては、市内全体で検討する中で年次的に計画を立てたいというような趣旨で申し上げましたが、私ども今回、計画案を示すに当たりまして、ある程度地域が絞られましたので、実施年度を目標に、平成18年度を目途に実施したいというような趣旨で答弁をいたしました。

北野委員

両会場とも保護者あるいは地域の方々の疑問は、四、五年でやるというのを校名を発表してから四、五年という理解なのです。だから、12月4日の地域説明会では、わざわざ地域の方が「校名を発表してから四、五年でやると言っていたにもかかわらず、なぜ18年からやるのだ」という質問が出たでしょう。あなた方は否定していないのです。後段、主幹がおっしゃったような答弁しかしていないのです。だから、保護者の方々は昨年の10月、11月の説明会の回答書概要は1月に配られました。そこでも四、五年と書いてある。今回も四、五年という説明に対して、「校名発表してからでないかと」「そうやって説明していたではないか」という質問に対して、教育委員会は13人お歴々が並んでいるけれども、だれ一人否定していないのですよ。だから、前回、校名を発表してから四、五年というふうに説明していたのは事実ではないですか。

(教育)京谷主幹

私どもは地域の説明会においては、いわゆる具体的に校名を発表してから四、五年というようなニュアンスの答弁でなくて、小学校の適正配置につきましては、四、五年かけてやっていきたいというような趣旨で答えておりまして、校名を発表してからうんぬんというようなことでの回答はしておりません。

北野委員

おかしいではないですか。秋山委員長もおられたし、小前委員もいたのですよ。校名発表してから四、五年ということはどうしてその場で否定しなかったのですか。受け取った人は、あなた方が否定しないから、前回の説明も今回の四、五年というも校名を発表してからだというふうにみんな受け取っていますよ。それを何で18年からやるのだと。説明会では、この疑問は残ったままですよ。そうおっしゃるのであれば、「校名を発表してから四、五年と説明していたにもかかわらず、なぜ18年からやるのだ」という疑問に対して、どうして正確にお答えにならなかったのですか、父母の言うことを認めた説明をしたのですか。

(教育)京谷主幹

確かに、私どもはそういったように否定はしませんでした。いわゆる四、五年かけてということで説明をしてございましたけれども、今言うように校名を発表してから四、五年ということに対して、私どもとしてはそれは否定

をしておりませんというのが事実です。

北野委員

教育長に伺いますけれども、あなたもおられたのでしょうか。そうしたら、両会場とも説明会に来た方の説明会が終わったときの理解は、教育委員会は四、五年と説明していたのを、18年から、期日を早めた。おかしいという理解で皆さん帰っているのですよ。この責任はだれがとるの。

教育長

先ほど主幹の方から申しましたように、私どもとしては校名を出してからうんぬんという、そういうおさえは一切ございませんでした。ただ、あの会場では、北野委員もいらっしゃいましておわかりのように、雨嵐のように質問が出ましたので、私どもとしては頭の整理がつかないままというようなことで、そのとき否定しなかったという理論も成り立つのですが、私どもとにかくあまりにもたくさん出たものですから、その言葉一つ一つを的確に把握できなかったという事実がございます。

北野委員

そんなこと説明にならないでしょう。あなた方の立場から言ったら、父母の皆さんは間違っ理解して帰っているのですよ。だから、あなた方は前回の説明で四、五年と説明したのは、校名を発表してから四、五年で説明していたと。わざわざ概要について、今年1月に配られた概要の中でも、小学校は中学校に比べて歴史があるから、今後四、五年をめどに順次取り組みたいと言っているのですよ。その理解が校名を発表されてからだと、あなた方は今回の説明会であなた方が肯定しているのでしょうか。それを18年度でやろうとするから、父母の皆さんから相次いであなたの表現をかりれば、矢のような質問が出たというだけの話でしょう。質問を招いたのはあなた方の説明ですよ。いかがですか。

(教育)川原次長

説明会の中では、校名が出てから四、五年ということで教育長がそういうふうに言われたという質問がございました。私ども昨年の説明会での回答におきましては、今後四、五年をめどに順次取り組みたいと。また、広報の中でも数年かけて順次適正配置を行っていきますということで、学校名が出てからという事実はございません。この質問の中で教育委員会の説明は、この四、五年かけてという意味は当初年次計画、それから順次段階的に取り組むと、こういった考え方を持っておりましたけれども、その後検討する中では、対象としない学校ですとか、そういった形で絞り込みまして、手宮と中央、南小樽地区というのが限定されたということで、18年4月1日にやるということで、そのときには否定はしませんでしたけれども、四、五年の意味については、じゅうぶんそこで説明をしたつもりであります。

北野委員

あなた方が四、五年と説明したというのはわかりますよ、今、次長が言ったとおりなのです。しかし、前回の説明と今回違うのではないかという疑問を持ったまま皆さん帰っていったのだよ。だから、あなた方が前回の説明会で言ったことを今回ひっくり返しているのだと。年次を早めたということで、みんな頭に来て帰っているのですから。これをどういうふうに誤解を解くのですか。この次、1月とか5月に説明会をやるというのですけれども、そういういいかげんな説明会だったと。量徳小だけ私は取り上げましたけれども、ほかでもいろいろ疑問が出ていますよ。あなた方はそういういいかげんな説明会を開いたのですから。

まだありますよ。教育部長に伺いますけれども、私はたまりかねて発言させていただきましたけれども、四、五年かけてやると言っていたのを、なぜ平成18年からやるのだと言ったら、急いだ理由を聞かれて、「議会から急げ」と言われたと、あなたは父母にこういう説明をしたのです。私は冗談でないから思わず立ち上がって、「それは違うのではないですか」と言ったら、「北野議員は確かにそうは言っていません」ということで終わったのです。だれがそういうことを言ったのか、「早くやれ、早くやれ」と言ったのか、帰ってきて特別委員会の議事録を調べてみまし

た。横田久俊語録というものがいっぱいあるのです。「肅々と進めてもらいたい」と。「肅々」と言っているのです。それ以上のこと言っていないのね。早くと言ったのは平成16年6月1日の特別委員会、自民党横田久俊議員、「それを一日も早くしっかりしたものにつくっていただいて、この委員会に出していただきたい」と。あなたがおっしゃっている早くやれと言った横田委員も、今聞いたら「早くということは言っていない」と、「肅々」と言っただけだと。「肅々」と「早く」と国語上同じ意味なのか教えてください。

教育部長

先に、当初の考え方、さらに教育長が昨年の地域説明会の段階におけるお話でございますけれども、これは通学区域を全市的に周辺校も当然含めた中で実施可能かどうかの検討をまずしていくのだと、そういった前提の下に考えて話をさせていただいたところで、その上で実施年度も計画的に段階的に進めていくと。

北野委員

そんなこと聞いていない。後段教えてください。

教育部長

まず、そういうことがありました。それから、私の発言ということでございますけれども、受け止め方の問題もあるかもしれません。ああいうような状況の説明会の場でございましたので、少しやりとりがあったかもしれませんが、私の真意といたしましては、あくまでも特別委員会という議会の議論をいただいて踏まえた中で、今回、私ども教育委員会として判断の結果、実施計画案を示させていただいたと、こういう真意でございます。

北野委員

部長、あれこれ言わなくていいから、早くやれと言ったのは自民党、与党の方なのですね。「私は言っていない」とあなたも否定したのだから。そういうことで議会で早くやれと言われたからと、そういう根拠にしたのですね。

教育部長

議会の議論、大切な重要な部分でございます。そのほかにさまざまな方、私どもお会いする機会が多いものでございますから、そういった中で要するに先ほど申しましたけれども、地域を絞り込んだ、学校名も絞り込んできたのだと、こういう段階になりまして、あまり期間を置くということは不安感なども増長させると、そういう意味もありますので。

北野委員

聞いていることに答えなさい。聞かないことに答えなくていいです。

教育部長

やはり教育委員会の判断といたしまして、まず18年度に実施すると、めどを立てるのだとこういうことで、私どもは今回示させていただいたと、こういうことでございます。

北野委員

委員長、質問に答えていません。答えさせてください。質問に答えていないよ。

教育部長

繰り返しになりますけれども、議会のご議論をいただいた上、さらには私ども教育関係者、保護者の関係者、地域の関係者、お会いする場面が多岐にわたります。そういった中での御声も尊重させていただいたと、こういうことでございます。

北野委員

議会では、そうやってあなたは言うわけさ。学校で開いた説明会ではあなたはそうやって言っていないのだよ。だから、今回の説明会のあなた方の父母に対する答え、説明はでたらめですよ。私が一言言わなかったら、議会が満場一致で早くやれと言わんばかりの説明をしているのですよ、あなた。だから、今回の説明は的確な説明はしていないということだけは指摘しておきます。

なお、父母の皆さんは去年から今年にかけての説明会、あなた方の態度が変わったということで、たいへん不満だというふうに思っていることも事実ですから、これについては今後適切な形で私はもう一回説明会を、仕切り直して開いて説明をし直す必要があると思います、事実と違う説明をしているのですから。だから、今いくら答弁しても、父母の皆さんはそういう答弁では納得しないということだけは指摘しておきます。

計画案を白紙撤回するということを我々が言っていますけれども、あなた方は推進する立場で説明しているので、それが事実に基づかない間違っただけの説明をしているという点については、教育長、どう考えますか。教育者としてあるまじき行為でないですか。

教育長

北野委員がそのようにおっしゃったことについては、残念に思っております。私どもは資料をつくりまして、それに忠実に説明したつもりでございますが、そういうような親、保護者に、そのような方がいらっしゃるということは、私たちの説明がふじゅうぶんだったなということは反省しておきたいと思っております。

北野委員

ふじゅうぶんでなくて間違っただけの理解を与えているから問題だと言っているのです。

それでは、今回の説明会に使われているこの計画案、これの元になるのは基本的考え方ですね、附属資料ということで。それで、よくわからないのは、対象16校について検討することにしたと。その下に手宮西、手宮と中央、南に絞ったと書いてあるのです。四、五年かけて順次やるとか、ブロック別に分けて順次やるとか、これは基本的考え方にも計画案のどこを探しても、年次計画でやるとかブロックごとに四、五年でやるなんて書いてないのです。あなた方の口頭の説明なのです。これはどう理解するのですか。だから、皆さん方はこの文章を読んで、基本的考え方、計画案を読んで四、五年でやるのはあなた方の説明では四、五年と言っていますから、手宮地区と中央、南地区、今回発表の4校だけが具体的なのですから、そこを何で残りの9校に手をつけないのだと言われて、苦し紛れに説明したのが四、五年かけてという意味の説明なのです、経過から言えば。私はほとんどの説明会に出ましたから、全部かなり分厚いメモをとりました。もう一度読みかえしてみたけれども、あなた方は苦し紛れに四、五年ということを出してきているのです。文章のどこにそういうことを書いてありますか。

(教育)京谷主幹

今回の計画案につきましては、確かに標準学級の8校と複式学級4校、計12校で、さらに9校除外するというところで、計画案の3ページにも載っていますが、それぞれそういった形で対象としない学校を上げさせていただいたということで、これは8月に示しました実施計画策定の考え方に沿ったものですが、当初、やはり考え方には16校と示したわけですが、さらに検討を重ねた結果、また前後になりますけれども、3ページの対象としない学校ということで9校上げさせてもらって、残りを7校に絞ったわけですが、その考え方には一応地域を手宮地区と中央山手及び南小樽地区を中心に検討したいという趣旨の考え方は示してございます。

北野委員

言っていること、質問に答えていないのです。この中に四、五年かけてやるとか、年次計画でやるとか、ブロックごとにやるというのが書いてないのです。そして、いろいろ質問が出たら、1学年1学級にすると言っているのに、9校も残しているのがおかしいと言いついたら、そこで四、五年ということが今回出てきているわけでしょう。私、丁寧に自分のメモを見ているのだよ。そういう質問が出たときに、苦し紛れに四、五年と書いてあるでしょう。あなた方、言いついたのですよ。文言として四、五年とか年次計画なんていうのはここに書いていないのです。だから、父母の皆さんはこの文章を読んで、事前にみんなに配つたのだから、それを読んで参加したのです。だから、四、五年と前に言いついたのは、今回発表になった4校の廃校を四、五年かけてやるという理解でみんな参加しているのですよ。だから、質問が出たのですよ。ここの中から、どうして計画的、年次的、基本的考え方でも、出してくるの。もしあなた方のおっしゃるとおり、四、五年で残った1学年1クラスの学校9校も対象にして



やるのなら、四、五年のうちにそこも手をつけると文章に書けばよかったですよ。書いてないのです。あなた方の真意はいったいどこにあるの。4校をやって今回は終わりと、そう考えていたのではないですか。それをあまりにも質問が厳しいものだから、言い逃れに四、五年というのは順次やることだとか、ブロック別にやるとか。だから父母の皆さんは、4校が平成18年4月から廃校になったら、その次は残った9校に手をつけて、四、五年のうちに4校と同じような廃校の学校が出てくるのだろうと、こういう理解で帰っているのですよ。あなた方はそういう説明をしたのです。そういう方針なのですか。

(教育)川原次長

4年から5年かけてというのは、昨年ですけれども地域の説明会、その中で教育委員会の考え方としては全市的な考え方がございましたので、答えとしては四、五年をかけて順次取り組みたいということで話をしたところがございます。これにつきましては、説明会でそういった答弁になりまして、教育委員会として正式に決定したとかそういう話ではございません。ただ、そういう方針を受けまして、現実的な取組を行って最終的に絞り込んだと、繰り返しになりますけれども、絞り込んだ関係で18年ということでございまして、あくまでも当初の考え方であるということをご理解いただきたいと思っております。

北野委員

いや、よくわからないね。残った9校は四、五年のうちにやるの、4校に続いて。

(教育)川原次長

今回の計画につきましては、手宮、それから中央、南小樽地区と限定させていただきましたけれども、11ページの終わりにありますように、今後の児童数の推移を見極めながらこの適正配置については検討するというところで、今後の児童数を勘案しながら引き続き適正配置を進めるという考えでございます。

北野委員

ますます矛盾になりますよ。私も丁寧に読ませていただきましたけれども、確かに11ページの終わりに、これは閉会あいさつですよ。方針でないよ、これは。閉会あいさつで、今後とも児童数の推移を見極めながら、適正配置については検討すると言っているのです。四、五年でやるなんて書いてないでしょう。だから、いったいどこにこれの真意があるのですか。父母の皆さんはどういうふうに理解するのがあなた方の真意を正確に理解することなのか。今回の小学校の適正配置は発表した4校だけ平成18年からやって、あとは終わって、今後児童数の推移等を見ながら、また手をかけるという意味なのか、四、五年のうちに第2次の廃校を含む適正配置をやるのか、どちらなのですか。

教育部長

私どもが今回の実施計画を皆さんに示した中では、今後四、五年をかけて順次やるとは言っておりません。

北野委員

言っていない。

教育部長

言っているのは、現在、今年の5月1日現在の出生数を基に、平成22年度まで明らかに推計できるものですから、その部分で22年度までの間で18年度からまず今回4校に絞った形で実施すると、これははっきりしております。そして、次の段階についても、各説明会の中でもご意見が出されました。質問も出ました。それに対する私どもの答え方としましては、今私が申しましたように、数字が明らかになっている22年度まではこういう状況です。ですから、その以降の平成23年度以降につきましては、まだ数字は具体的になっておりません。生まれていないのです。ですから、そういった状況の中で四、五年かけてやるというのではなくて、要するに23年度以降も今回対象から外した9校につきましても、当然これは児童数の推移を見ながら、見極めながら、適正配置を進めていくのだと、これははっきり申し上げたところでございます。

北野委員

そうすると、あなた方が今回この計画案で出したのは4校だけでしょう。そういうこと以外にないのだとおっしゃるから、そうであれば、去年から説明会を開き、今回説明して、四、五年ということについて質問が集中したら、明らかに四、五年かけてやると言ったのは、今回の校名を発表した4校を四、五年かけてやるということしか残らないでしょう。だから、四、五年と言ったそれを、平成18年4月から実施するというのは、実施年次を早めたにすぎないのですよ、あなた方の今の部長の最後の整理された答弁からいって、そういうことになるでしょう。

だから、あなた方はここでもまた父母に誤解を与えることを言っているのです。そこにみんな集中したのです。時期を四、五年かけてやるのを何で1年ちょっとでやるのだと。どこでも物すごい不満だったでしょう。あなた方は苦し紛れに四、五年というのは、まず地域を絞って、言ってみれば、第1次案でやるのだと言わんばかりの説明をしていたのですよ。そして、四、五年かけて全市的にやるのだと。だから、当然この4校が終わったら、直ちに次の残っている9校の中からどこかをやると。そして四、五年で全部終わるという理解を皆さん持って帰っていますよ。あなた方のそういう説明なのです。だから、私はおかしいから、今改めて聞いたのです。そうしたら、この適正配置は今回は4校だけに絞ったものだとおっしゃるから、それが教育委員会の最終の見解だということから、そうしたら四、五年の意味はやはり実施時期を早めたということにしかならないでしょうと。だから、父母に先日の説明会で、あなた方は誤解を与えることをここでもまた言っているのですよ。だから、いいかげんな説明会だと私は言っているのです。

だから、こういうことも含めて、あなた方の今回の説明会は本当になっていない。うそばかりついて。結果として、うそについて誤解を与えることにしか終わっていないのだから。量徳小の校友会の会長の島野栄司元議長も「そのくらいの質問が出るのは予測したはずだ。何でちゃんと答弁用意してこないか」と、あなた方はおしかりを受けたでしょう。本当にいいかげんな答弁しかやっていませんよ、あなた方。だから、こんなことで18年から、言ってみれば、誤解をあっちこちでどの項目でも与えるようなことをやっておいて、18年4月からやるなんてのは、とんでもない話ですよ。そういういいかげんなことがやられているということをもまず指摘しておきます。

次に、今、理事者が答弁されましたけれども、教育委員会で何を決定したのか。この附属資料の基本的な考え方、ここに平成16年8月制定と書いてあるのです。3ページ、基本的計画の策定の考え方です。制定と書いてある。16年8月25日と書いてあるのです。制定と言うから、私は教育委員会で決めたものだと思って見たらそうでもないのです。そこで、私たち議員が改選になった以降、平成15年の5月から今日に至るまでの小樽市教育委員会の議事録で小学校の適正配置計画が議題あるいは協議、報告になった委員会はいつか、そこでどういうことが議事録に記載されているか、読み上げてください。

(教育)総務管理課長

15年6月の定例会の協議第1号小学校適正配置について、学校教育部京谷主幹から小学校適正配置について、別紙のとおり説明を行う。教育委員より進ちょく状況については、逐次委員会にて報告してほしい旨要望があった。全員一致により了承した。

北野委員

別紙というのは何。

(教育)総務管理課長

ちょっと別紙を持ってきていないのですけれども、申しわけございません。

北野委員

それは、後でだれか補足して。2回目は。

(教育)総務管理課長

15年は11月の11回定例会ですが、報告第3号で、小学校適正配置にかかわる説明会の開催要項について。京谷学

校教育部主幹から小学校適正配置にかかわる説明会の開催概要について。現在まで特に問題などもなく開催され、残すところ2会場となっており、全会場の説明会終了後に保護者や地域住民などの意見を集約し、後日報告する旨説明を行う。出席委員、報告について了承する。

それから、15年12月の定例会で報告第3号小学校適正配置にかかわる説明会の概要について。学校教育部京谷主幹から小学校適正配置にかかわる説明会についての質問、意見及び要望を集約中であり、まとめ次第、教育委員会及び議会に報告後、来年1月中を目途に、学校を通じ保護者へ周知するとともに、広報おたる2月号で概要を市民の皆様へ知らせる旨、報告を行う。出席委員、説明について了承した。

それから、16年1月の定例会ですが、報告第4号小学校適正配置にかかわる広報おたる2月号の掲載について。京谷学校教育部主幹から小学校適正配置にかかわる広報おたる2月号の掲載記事について報告を行う。なお、若竹小学校長から、小学校適正配置地域説明会の要望があったため、2月25日に行う旨、あわせて説明した。出席委員が報告を了承した。

それから、16年10月の第10回定例会ですが、議案第1号小学校適正配置実施計画案について。教育部京谷主幹から小学校適正配置実施計画案について、別紙資料を11月15日に予定されている学校適正配置等調査特別委員会に提出したい旨、説明を行い、あわせて今後の日程について、地域説明会の開催や学校適正配置等調査特別委員会での審議、平成17年7月末までに教育委員会にて実施計画を決定、平成17年市議会第3回定例会において学校設置条例の一部改正案提出(議決)校区の変更に係る委員会規則の改正などを経て、平成18年4月1日より実施したい旨、説明を行う。教育委員会から地域説明会では、児童数の推移とともに学級数のことや施設的なことを総合的に説明してほしいこと。量徳小学校は前回廃校となった住吉中学校と同地域なので、住民の感情にじゅうぶん配慮して進めてほしい旨、発言があった。全員一致により、原案どおり決定し、11月15日に予定されている学校適正配置等調査特別委員会に提出することを了承した。

以上だったと思います。

北野委員

私の入手した資料でもそれだけなのです。この間、5回しか議題、報告、協議していないのですよ。それで、疑問なのは、この基本的考え方を平成16年8月末に決めているわけですが、制定としているのだけれども、この8月の教育委員会では何も協議していないのでしょうか。だれが決めたの、教育委員会に諮らないで、一番大事な絞り込んだのは、教育委員会で一切議論していないですよ。今、総務管理課長が報告したけれども、だれが制定したのですか。

(教育)川原次長

この小学校適正配置の策定の考え方でございますけれども、教育委員会は公開が原則でございまして、最近傍聴の方もたくさん見られるということがございまして、秘密会にするかどうかという判断はあったのですけれども、傍聴の方に途中で退席していただいて、また戻ってもらうということも大変だという配慮もありまして、教育委員会が終了いたしまして、引き続きまして、この考え方につきまして担当から説明をし、ご意見を伺ってまいって、最終的に承認をいただいたということで、制定につきましては、教育委員会の開催日としております。

北野委員

そうしたら、8月は秘密会でやったのですね。だから、記録に載っていないと言うのですか。8月のどこで秘密会をやっているの。秘密会にする場合は、全部了承してやるのでしょうか。平成16年8月、どこで決めたの。議事録で示して。

(教育)川原次長

秘密会としてございません。教育委員会がいったん終了し、その後引き続いて委員に残っていただいて、この考え方について説明をして、承認をいただいたということでございます。

北野委員

そうしたら、そういう大事なことを何で会議録に記載しないのですか。

(教育)川原次長

この形は、私ども委員協議会ということで整理してございますけれども、教育委員会とは別に委員協議会と銘打ちまして、その中で審議をいただいたということでございます。

北野委員

教育委員会会議規則のどこに委員協議会というものがあるの。そこで何が決められればいいと書いてあるのですか、説明してください。

(教育)川原次長

この委員協議会につきましては、教育委員会の会議規則には記載はございません。会議規則につきましては、あくまでも教育委員会の運営についてのことということで、その会議規則での位置づけをされたものではございません。

北野委員

それでは、教育委員会会議規則第20条、会議録の記載等について定めがありますが、何て書かれているか読んでください。

(教育)総務管理課長

第20条、会議録には、おおむね次に掲げる事項を記載するものとする。(1)開会及び閉会に関する事項、(2)開議、休憩、再開、延会、中止、休会及び散会に関する事項。(3)委員の出席及び欠席に関する事項。(4)説明のため出席した者の氏名等。(5)事務報告の要旨。(6)議題及び議事の概要。(7)議決事項。(8)その他委員長又は会議において必要と認められた事項。2、秘密会の議事は、会議録に記載しないものとする。ただし、その秘密会において、議事の全部またはその一部を会議録に記載する旨議決したときは、この限りでない。3、会議録に記載しなかった秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

北野委員

この第20条の(5)、(6)事務報告の要旨、議題及び議事の概要と書いてある。法令でいう要旨あるいは概要という表現は定めがありますか。

(教育)総務管理課長

要旨だとか概要について法令上定めはないというふうに承知しております。

北野委員

それでは広辞苑だとか日本語大辞典とか権威のあるものがいろいろありますよね。そこでは何と書いてありますか、要旨、概要。

(教育)総務管理課長

要旨についてはだいたいの内容だとか肝要な趣旨だとか、概要についてはだいたいの要点、あらまし、概要、こういうふうに出ているかと思えます。

北野委員

日本語大辞典、あなたが言ったように要旨は肝要な事項、非常に重要なことというふうに出ているでしょう。そうしたら、法令上根拠がないのであれば、こういう広辞苑なり大辞典なりの一般的な解釈でやるのが本当でしょう。そうしたら、先ほど指摘した今年8月の教育委員会でいわゆる基本的考え方を策定しているのですから、これは大事な問題ですよ。計画案の骨子なのだから、土台なのだから、これを何で会議録に載せないのさ。そんなばかな話あるかい。

(教育)総務管理課長

8月の会議の議題については、その基本的方針については私どもの方には載ってございませんでして、その委員会の閉会を宣言、終了後、委員協議会で協議したものでございますので、教育委員会議事録にはその部分は記載していないということです。

北野委員

だから問題だと言っているのですよ。前にも指摘したけれども、あなた方は条例で定めてある会議録の記載事項を守っていないのです。今年の6月1日の学校適正配置等調査特別委員会で前教育長は議事録について何と答えていますか。新谷委員の質問に対して、何と答えましたか。もう一度教えてください。

(教育)川原次長

たしか新谷委員からのご指摘がございまして、教育委員会に諮って教育委員会と相談して検討するという内容の話だと思います。

北野委員

このやりとりの中で重大なのは、教育委員会が合議制だから結論だけ書けばいいと、こういう趣旨の答弁を教育委員会はしているのですよ。このこと自体、条例に照らして条例を無視した答弁ですよ。函館、室蘭、旭川、その他たくさんありますが、議事録をあなた方は調べたと思うのです。ほかの教育委員会の議事録はどうなっていますか。

(教育)総務管理課長

私どもが議事録を入手したものがございますけれども、まず函館では委員名が記載されております。それから、室蘭でも委員名は記載されております。それから苫小牧ではあまり詳しくは載っていないように見受けております。

北野委員

苫小牧も載せているよ、名前。

(教育)総務管理課長

私の入手したところでは、委員の名前は載っていないので。

北野委員

前半は載っていないけれども、後段に載っているでしょう。どこまで見てたのさ。北見は。

(教育)総務管理課長

北見も一部載っている部分はありますけれども、ほとんどが各委員がありませんだとかありますだとかそんな程度のこと、あまり詳しくはないかなと思います。それから、旭川は比較的細かく議事録は記載されているように思います。

北野委員

だから、小樽市は先ほど紹介したように条例で記載事項の定めがあるのです。他の都市も見たけれども、ほとんど同じ定めです。どうして同じ定めなのに、小樽市は木で鼻をくくったような結論しか書かないのさ。だれが何言ったかが全くわからない。どうしてこんなことになるのですか。それから、これは教育長に答えていただきたいのですが、石田前教育長が6月1日に次長が紹介したように教育委員会に諮って協議すると言っていますよね。あなた方はそれ以降1回も諮っていないでしょう。議事録の改善について。わかりますか。これも秘密会でやったの。

(教育)総務管理課長

ほかの都市との会議録の規則の関係でございますけれども、北野委員、先ほどから条例と言っていますけれども規則です。

北野委員

失礼しました。

(教育)総務管理課長

それで、ほかの都市のを見ますと、質問、討論した者の氏名及び要旨だとか、議題となった動議を提出したものの氏名というのが各市である程度載っているのです。ところが、小樽市はその部分載っていないという部分がございます。まず一つそういうことを申し上げておきたいと思います。だから、いいだとか悪いだとかという判断は別にしたいと思います。

それからもう一つ、新谷委員から言われたもう少し詳しく書きなさいとかというお話は、先ほども話題になった委員会終了後の委員協議会というか、そういうときにこういう話もあったよということで少し詳しく書かなければいけないのではないかと、こういう話合いはした記憶はございます。

北野委員

教育委員会で制定したというのなら、そんな委員協議会かなにか知らないけれども、我々の知らないところでやって、大事なことですよ。基本的考え方に基づいて実施計画をつくったのでしょうか。その大事なことを議事録に載せていないというのは、完全に規則違反でしょう。

それから、あなたは答弁していないけれども、石田教育長が6月1日に答えてから議事録の改正について一回だっただけで教育委員会で協議なんてしていませんよね。

教育長

引継ぎの内容で、その答弁をした後、教育委員会で議事録につきましては話し合っただけで、最終的に教育委員会におきまして中身を変えたというような話で、今もそのとおりやっているようでございます。

北野委員

どこ変えたのさ、同じでしょう。ちょっとおかしいですよ。

それから、これは各委員から、逐次進行状況を説明してほしいと、これは去年の6月11日の教育委員会、先ほど総務管理課長が紹介しましたが、教育委員より進ちょく状況については逐次委員会にて報告してほしいというふうになっているのですよ。ところが、全然報告していないでしょう。その間、事務局は何もやっていなかったの。そんなことはないはずですよ。そして重大なことを決める時も、正規の教育委員会でないところで決めているのです。議会でそんなことやって、あなた、大騒ぎになるよ。教育委員会のやっていることはでたらめだわ。規則は無視する、大事なことは会議録には載せないで平然としていると、こういうやり方で出てきたのが、今回の基本的考え方であり、実施計画案です。だから、こんないいかげんな計画を、しかも民主的に審議もしていないものを事務局がつくって、そして教育委員会で1回の議論で決めただけの話でしょう。

(「それも秘密にしてね。めちゃくちゃだ」と呼ぶ者あり)

それも秘密会だ。ちょっとむちゃですよ、あなた方のやり方は。こんなことを父母が知ったら、怒り狂ってもう一回やり直せと言いますよ。こういういいかげんな作業をして出てきたのが、今回の計画案です。検討に値しないでしょう、こんなもの。

それから、最後になりますけれども、通学路の問題について聞いておきます。説明会で対象校の学校の安全マップを取り寄せ、学校側と対策を協議していきたいと答えていますが、現在、市教委に集められている学校の安全マップ、これについて説明してください。

(教育)京谷主幹

先ほども答えたのですが、ただいま関連校が9校ございますが、校長と協議をして安全マップの打合せをしました。それで、打合せは一応終えまして、それらを先ほども申しましたように次の段階で図面に図示して、また関係部局とこれからすぐ協議をしてみたいということで、今進めております。

北野委員

あなた方は各学校の説明会であたかも関連校に安全マップがあるかのように説明しているのですよ。何遍も説明

しているでしょう、私はメモをとっているのですから。取り寄せたら、安全マップと称するものを学校でつくっていたところは何校ありますか。安全マップですよ。校下マップと違いますよ。

(教育)京谷主幹

その学校によりまして通学路を指定しているというだけのももございまして、あるいはまた学校によりましては、危険箇所ですとか、そういった位置づけ、そういったものを図示したものは持っておりまして、今9校の部分がないのですけれども、子どもが取り寄せたのは、今、高島小学校だけを除く8校については、図面等を取り寄せております。

北野委員

いわゆる安全マップと称するのを教育委員会に届けてきたのは、廃校になる北手宮小学校、それから手宮小学校、この2校だけですよ。あなた方が北手宮と手宮を廃校にして手宮西小学校に統合すると、その手宮西小学校が出してきたのは、校区地図ですよ。これだけでしょう。こんなのがマップになるの。だから、あなた方は説明会で手宮西小学校にもあたかも安全マップがあるから、これを取り寄せて学校側と協議をすると。これもまたその説明でしょう。たった二つしかないのですよ。あえて言えば、通学路のどこに信号機があるとか、そういうことを書いてますよ。それから対象校の花園小学校も通学区域なのです。一番近いところ、いわゆるグリーンロード、そこを真っすぐこっちに来なさいと。一番近い道を通ってグリーンロードに出て、ここを真っすぐ学校に向かいなさいという、これしか書いていないのです。ところが堺小学校の父母から何て出ましたか。グリーンロードについて不安が出たでしょう。どういう不安でしたか。

(教育)京谷主幹

グリーンロードでは高校生ですとか、不審者が出るというようなことで、子どもにとっては非常に危険と申しましょか、そういったことの内容だったと思います。

北野委員

だから、そのグリーンロードに特に下校時には人を配置して安全を保ってほしいと、そういう要望だったでしょう。あなたが認めたとおりですよ。そここのところを通って登下校しろと言うのだよ。全く安全なんていうものではないでしょう。

そこで伺いますが、あなた方は説明会で通学路の安全対策について、どこの場所が危ないとか、ガードレールをつけるとか、除雪がこうだとか、たくさんの要望を受けたはずですよ。各学校ごと、何か所要望が出ましたか。

(教育)京谷主幹

具体的に何か所ということではあれなのですけれども、今先ほど来から申しましたように、校長と協議をする中で、そういった校区図しかない学校もございましたので、その辺につきましては、具体的にこういうところが危険だということで、子どもがそれらを地図に落としているというところでございます。

北野委員

参考までに建設部に聞くけれども、教育委員会から今回の学校の統廃合にかかわって、通学路の安全について相談を受けていますか。

(建設)庶務課長

せんだって教育部の京谷主幹と打合せをしまして、今つくっているマップを基に個々具体の道路も、そういった安全対策について打合せをするという段取りになってございます。

北野委員

1月の説明会までに具体的に回答できますか。

(建設)庶務課長

近々、教育部と打合せをいたしますので、こういった形で回答になるかわかりませんが、あらかたの話は

できるかと思えます。

北野委員

改めて念を押しますが、教育委員会の1月の説明会のときには、それぞれ出された個別の安全対策について、父母に納得のいく、そういう回答がなされますね。島野栄司さんから念を押されたのですよ。どうですか。

(教育)川原次長

通学路の安全の関係でございますが、ただいま教育委員会としては学校と打合せをしまして、マップ、それに学校から危険箇所なり、そういった不審者の話もございますので、今それをあわせまして、そして手宮は手宮ということで一続きの地図をつくりまして、そして学校からの意見、それと説明会でご意見、ご要望のあった地区につきまして、それらを今後、教育委員会が主導になりまして、関係部、建設部、そういったところと打合せをしていきたいと。これにつきましては議会終了後、早急に進めていきたいと。それで1月の最後の説明会の中では、そういう具体的なものが示せるように努力していきます。

北野委員

これで終わりますけれども、通学路の安全については、1月末の教育委員会の各学校への説明を待つまでもなく、わかっているところはどんどん対策をとってほしいと。既に私たちのところに来ているのは、手宮西小学校の下の清水第1線、いわゆる北小樽図書館、分室があるところです。その目の前が先日の降雪と凍結で子どもが滑って転ぶと、近所の人あるいは近所に来たヘルパーが行っても大人も転ぶと。小学校の女の子は転んで顔に血を出して泣きながら学校に行っているのですよ。こういう危険なところを放置しておいて、あなた方がいくら父母に通学路の安全を確保しますと言ったって、そんなの絵そらごとですよ。だから、気がついているところは1月を待たず、適切に安全対策をとっていただきたいということを強くお願いして終わります。

教育部長

ただいまの通学路の安全確保、これにつきましては、先ほど来申しましたように、具体的に検討していきたいと。

それから、教育委員会の会議のことについての関係でございますが、重要案件、これまでに秘密会で審議していただいている、これは本当にあります。それから、8月の今回策定に当たっての考え方、何も出てきていないのではないかというお話がございました。これにつきましては、これまでも重要案件、政策決定の過程にあるということが一つと、それから継続的に審議していく必要があるという、こういう観点から私ども委員会を終了させて、傍聴人との関係も当然ありますので、そういうことも考慮した上で、委員会終了後に教育委員協議会ということで8月25日に開催しております。時間も午後4時近くから4時40分ごろまでやっているわけでございます。こういった中で任意の協議の場でございますけれども、全員、出席の教育委員の皆さんから、この今回の小学生適正配置の策定の考え方について、趣旨説明をさせていただいて、そしてご議論をいただいて、委員の承認を得たということでございますので、何らやっていないということではございません。

北野委員

委員長、それなら私は意見があるよ。あなた、とんでもないことを言っているよ。さっき私が言ったのは、規則でちゃんと大事なことを書きなさいと言っているのですよ。そうすれば委員協議会であろうと何でだろうと、市民の皆さんが情報公開条例に基づいて請求したら、議事録は公開されるわけでしょう。秘密会で記録は残さないとしたところは別にして、委員協議会でやった大事なことを何で記載しないのさ。それで教育委員会でやっていると、質問終わってからいばる話というのは、ひきょうですよ、そんなのは。だから、あなたがさっきおっしゃるから、いつの委員協議会でどんなことを協議して委員会からどういう意見があったか、一覧表にして今議会中に出してください。出さないでこの議事を終わるといふわけにはいきませんから、このことだけ申し上げておきます。終わります。



委員長

共産党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

---

大島委員

河川敷の管理について

昨日積み残したことが何点かありますので、まず建設部にお尋ねします。

議案第20号と第21号がございます。小樽市準用河川管理条例、小樽市普通河川管理条例の改正がございますけれども、これはどのように違うのか、まずこれをお聞かせください。

(建設)用地管理課長

準用河川と普通河川の条例の改正の議案でございますけれども、まずこれは小樽市内に準用河川、普通河川というような形で河川が分かれてございますので、別々に条例があるということです。今回の改正の内容でございますけれども、その中の別表に各河川の関係の使用料、占用料関係が、小樽市の場合は道の準用して今まで改定してきてございまして、今回、道の料金も変わっているということで、その料金の部分だけを改定させてもらっているところであります。

大島委員

準用というのと普通河川というのは、これはどういうふうに違うのですか。

(建設)用地管理課長

詳しく言うよりも、準用河川というのは河川法を準用している河川、普通河川は当然河川法に載っておりませんので、通常の川というふうになって分かれております。

大島委員

そのことについて、第21号になるかと思えますけれども、議案説明のときにメモをいただきました。ご承知のように、各河川には河川敷というものがございます。そしてまた、それを利用する場合には、届出を出して、そして適正な使用料を支払っていると、これが通常でございます。しかし、小樽はこのように山間部で普通河川がずいぶんあちこちでございます。そして、宅地などの造成によってどんどん埋め立てられ、沢や谷だったところが川がどんどん片側に寄せられ、そういうケースというのが小樽市内至るところにあると思います。そして今、その河川敷を調査しますと、もう新築をした家、そのような場所が至るところにあるのが小樽の現状だと思います。身近なところでも、手宮川の上流、上赤岩道の道道を登り切ったところ、これは手宮川の上流になっております。この辺の沢や谷も近年の宅地造成に伴ってずいぶん片側の山側にどんどん寄せられて、河川敷に住宅が張りついているのも現状でございます。また一方では、高島墓地、祝津の河川、これも昔から利用されております。祝津の調書を見ますと、この川を利用して、大正時代に水道がもう祝津では利用されていた。貯水池になっていた場所が祝津のお寺の向かいに記念碑という墓碑が建って、その施設が数年前まで残ってございました。そしてまた、地域の水産加工場の方々はその川を利用して、昭和30年代、40年代、スケソウの時期になりますと、その川でスケソウを洗い、寒干しをしていたと、これが現状でございます。そして、その墓地の上が市のごみ捨場に指定された時期がございます。そしてどんどん埋め立てられ、そして今はかつての沢ではございません。非常に多くの企業が張りついておりますし、ここにはもう10数年になりますけれども、地域の方から苦情が来たことがございます。川に土のうを入れて、その水を使う。そのために雨が降ると川があふれてずっと川下の方まで来て、非常に困るということでご注意をいただいたことがございます。それも改善させていただきました。しかし、今この議案第21号の改正によって、もう一度やはり河川敷を見直していただいて、そしてもし使用しているところがあれば、これは前段で申しましたように適正な申請をしていただいて、使用料を払ってもらうべきだと、私はそのように思っております。特に、この祝津湾については、私も日常たいへん頻繁に通る道ですから、かつての企業も改善された面がございますけれども、

ここの企業は非常にその河川に大きな影響を与える企業でございますので、これらについても、もう一度これを機会に再調査をしていただきたいと。今こういう時期ですから、春に向けて、もう一度この河川の再調査をしていただいて、使用しているところがあれば手続をしていただきたいと、そのように思っておりますけれども、いかがですか。

(建設)用地管理課長

委員のご指摘のとおり、市内にはたくさんの普通河川、準用河川をうちの方で管理しているわけでございます。その中で河川敷地確定という形でいきますと、なかなかそこまでいっていないというのが現状でございます。ですから、無許可で使われている方、相当数、多いのかなというふうに認識してございます。我々も機会あるごとに行っては調査して、そのあたりを見つけてはいるのですけれども、今まさしく料金をお願いする中でいけば、不公平感が出てきている部分もあろうかと思えます。そういった部分で、我々も日常からそういった部分の調査なり、実態を把握するように頑張っていきたいなと思ってございますし、現に具体的な祝津川の問題も今ご指摘がございました。今、冬でございますので、春先、雪が解けてから、具体的にどういった使われ方をしているかということも現地を見て対応していきたいと思ってございます。

大島委員

よろしくをお願いします。

学校適正配置について

次に、教育委員会にお尋ねいたします。

学校適配、今いろいろ話題になっておりますし、この議会でもいろいろ議論を聞いております。説明会に行っても、今議論されているような地域の方々に不安や誤解を招くような説明会にならないように、ぜひ誠意を持って当たっていただきたいと、そういうように要望いたします。

からまつ公園について

からまつ公園の件でお尋ねいたします。

からまつ公園に関しまして、先日資料をいただきました。今は冬期間ですから、グラウンドに張りめぐらせていた防球ネットだと思うのですけれども、これはどのような状況になっているのですか。

(教育)生涯スポーツ課長

現在冬期に入りまして、冬期間は風が特に強くなる関係もございまして、ネットを柱の方にまとめて、張っていない状態になってございます。

大島委員

私もあの広域農道はしょっちゅう通る道でございます。今まとめているということですが、あれを広げたらどのような状況になるのですか。

(教育)生涯スポーツ課長

ちょっと傷みが激しい状態になっております。

大島委員

あの傷みはちょっとという表現でよろしいのでしょうか。違うのではないですか。本当に、防球ネットの用はない。あれではネットでなくて、「ねえど」です。本当にひどいです。確かに今財政が苦しいということで、節約は大事です。しかし、日ごろ私がいつもお願いしているように、必要なところには必要な予算を使ってくださいと。このように皆さん方をお願いしております。2定か3定かと思えますけれども、伍助沢の最終処分場の飛散防止のネット、あれを利用してほしいと。市民にはリサイクル、リサイクルと言っているわけですから、あれだけの立派なネットをもう用が終わったところに張りめぐらせている。それこそ、グラウンドにそっくり持ってくれば、大いに役立ちます。本当の意味での防球ネットになると思うのです。その件についてもお尋ねしましたら、いやそ

の予定でいたと。いたけれども、もう時期が遅いので張るのをやめたと。今回、冬期間のために丸めたそうですが、あれは本来なら外すべきですよ。せっかく作業をしたわけですから、あのネットをつけていたって意味がないわけでしょう。二重手間でなかったかなと、私はあそこを通るたびにそう思っているのです。この防球ネットについては、雪解けになると思いますけれども、どのぐらいの考え方でいるか、お聞かせください。

(教育)生涯スポーツ課長

委員の言われるように傷みが非常に激しい状態になっておりましたので、私どもとしてもネットの代替になるものを含めて探しておりました。漁網が入る予定があったのですが、結果的に入手ができないということがありまして、委員がご指摘の環境部の方からその不用になったネットを入手することが可能となったため、それを今回防球ネットのかわりに利用させていただきたいというように考えています。

なお、委員からのご発言にありましたように、設置の時期につきましては、来春のオープンまでには取り替えたいというように考えてございます。

大島委員

そしてまた、からまつ公園で所有する機器、器具、それから機械、これらの一覧表を出していただきました。管理については、だれがしているのか。そしてまた、その操作については、だれがしているのか。例えば、テニスの関係、グラウンドの関係の機械がございまして、これはだれがどのように管理をし、使用はどのようにしているのか、この件についてお聞かせください。

(教育)生涯スポーツ課長

委員に提出した機器の中でテニスコートにつきましては、特に大きな機器としましては、転圧のコートローラーがあると思われまして、これにつきましては、大会、特にテニスコート内で行える大会の主催者の方に貸出しを行っているという実態で、大会主催者ということになりますと、硬式、軟式の両テニス協会の方に使用を許可しているという形をとってございます。

大島委員

日ごろの管理はだれがしているのですか。

(教育)生涯スポーツ課長

基本的なメンテナンスにつきましては、教育委員会がしております。

大島委員

管理人との関係はどうなっているのですか。

(教育)生涯スポーツ課長

基本的には管理人の業務には点検、そういうものにつきましては、含んでございません。

大島委員

そうすると、例えばコートローラーであれば、大会主催者側に貸し出すということですが、管理はそれでは生涯スポーツ課がやっているのですか。

(教育)生涯スポーツ課長

教育委員会が管理を行っております。

大島委員

なぜこのからまつ公園かということになれば、教育委員会が、生涯スポーツ課が所管するヨットハウスの件を前回やらせていただきました。やはりだらしがないですよ、ここも。これは何だか皆さん勘違いしているのではないかと私はいつも思うのです。市民の財産なので、私も先日あそこの道路、先ほども申しましたように通るものから、機械が出ているなどということ通ってみました。雨ざらしですよ。確かにテントか何かシートをかけてあったと思うのです。風が吹いたり雨が降れば飛びますよ。そうすると、日ごろの管理はどうなっているのだろうか。

使うときに間に合うのだろうか。整備・点検はだれがやっているのか。必要があれば貸し出すと言いますが、必要なときにあの状況ではいつでも動かせるような状況ではないのではないかと。管理の在り方に非常に疑問を持っております。それはイコール前回話しましたヨットハウスのことと同じだと私は思っているのです。人手が、職員が削減されて、そこまで手が回らない。それとまた財産を大事にするというのは違うと私はいつも思っております。そのようなことが、確かにコートローラーについては、もうプレハブの中に入っているだろうと思います。そのかわり、今度はクロスカントリー関係の機械が表に出るのか、これは冬期間見ておりませんからわかりませんが、いずれにしても、整備・点検・管理、これをきちんとしていただいて、そして長く使っていただきたい。そのようにいつも思っているのですけれども、この件についていかがですか。

(教育)品田次長

ただいまの施設管理の関係でございますけれども、委員のご指摘の部分で施設の状況を明確に把握した中で管理の部分を徹底してまいりたい、このように考えているところでございます。

大島委員

電動生ごみ処理機の助成について

次に環境部にお尋ねいたします。

10日にも電動ごみ処理機の問題で話をしました。今日もまた他の委員からも質問が出ておりました。助成については前向きに検討するという答弁をいただきました。前向きに検討するということは、新年度に向けて検討するというふうに解釈してよろしいでしょうか。

(環境)廃棄物対策課長

電動生ごみ処理機の助成の時期についてでございますけれども、私、答弁の中では小樽市の中に取り込めるかどうかということで調査いたしたいという話をさせていただきました。しかし、市民のその意識を私どもも大切にしたいと思いますので、今現在、新年度予算の編成に向けまして鋭意努力をしておりますけれども、そのような中で新年度予算の中に組み込める部分も含めまして検討いたしたいと思います。

大島委員

10日にも申しましたけれども、有料化は来年の4月からです。そうしますと、いろいろ調べてみましたら、生ごみは助成を出しても、それ以上の見返りが処理費が浮くという実例が各自治体でずいぶん寄せられておりますので、この点についてもぜひ新年度に向けての検討をしていただきたいと、そのように思っております。それは要望しておきます。

ごみステーションの管理について

もう一点は、山口委員の方からも先ほどごみステーションのことで5世帯単位、5軒単位、そのぐらいで考えたらどうなのだと、そのようなお話がございましたけれども、私はもっともだなど、同感だなど、そのように思っております。そして、今、山間部のある団地の町会なのですけれども、ここも10年ほどたつてごみステーションをつくったら、非常に動物やカラスの被害がないということは前にも申し上げておりますけれども、今度は美化について考えようということで協議を今しているとお話を聞きました。どういうことかと聞きましたら、ここの団地は22世帯なのです。それで今までも2週間置きに当番の札が回ってきたけれども、いつどこでだれのところにあるかわからないと、そういうことで会議をやったそうです。そうしたら、1年間のスケジュールをステーションにはりつけよう。そうすると、ごみの収集日には来ますから、今度はだれだ、次はだれだと、そういうような札が来なくても、当番の看板が回ってこなくてもできるのではないかと、そのようなことが提案されて、それに早々に踏み切りたいというような、うちの団地はそのように取り組んでいますよという報告が来ました。それはいいことですねということで、今作業を進めているようでございます。まとまっている団地もたくさんあると思いますので、ぜひ先ほど山口委員の方からもご提案がありましたように、これはできるところは大いに市の方から率先して、そうい

ような組織づくりのお手伝いをしていただきたいなど。そうすれば、ごみの飛散の問題については本当に解決の一つになるのではなからうかと、そのように思っておりますが、いかがですか。

(環境)工藤副参事

委員のおっしゃるとおり、住民の方々がそれまでやっていただけたということはたいへんありがたいことで、大いに助かるわけでございます。この環境美化協力員、また、ごみステーションにつきましても、いろいろなその地域の事情がありますので、やっていただける分については、ぜひやっていただきたい。どうしても町会とかでいろいろな状況がありますので、できない部分については市の方ともよく打合せをしながら、対応していきたいと思っております。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、れいめいの会に移します。

-----  
上野委員

最後でございます。いつも私だいたい5時からすぐという気持ちでいつもやっていますけれども、今日たくさん質問を予定してございましたけれども、時間の関係上、次に総務常任委員会もございますので、そこでできることはそこに回します。

豊倉小学校の教頭欠員について

教育委員会に1点だけ。

先般の一般質問で聞きましたけれども、豊倉小学校に教頭が今いないという現状でございます。再度、何でいいのか、そして、いつごろ教頭を置くかということで、端的にお願いします。

(教育)川原次長

豊倉小学校の教頭の欠員でございますけれども、私ども道教委の方に補充という形で要請をしてきておりましたけれども、年度途中ということもございまして、現在、全道的に登録者の残りが非常に不足しているという状況が全道的にあるということが、まだ補充されないということの理由でございますが、引き続きまして、道教委の方に要請をしていきたいというふうに考えてございます。年度途中であれば、それは補充できればと考えておりますけれども、最悪、新年度に向けてということで要請をしております。

上野委員

小樽には教頭になる人が今いないというようなことですから、これにつきましては、再度、総務常任委員会でもう少し小樽のそういう関係というか、校長、教頭の今後の推移について質問させていただきますので、今日はこれで終わります。

病院会計への繰入金について

次に、新病院の方でございますけれども、これも何点が挙げていますけれども、今日は1点だけ。

起債が成立する前年まで繰入金を、これは見かけ上になりますけれども、黒字にしなければならないというのは当然でございますけれども、何年間続けられるのか、もう本当に本年でさえも繰入金を入れるのは大変なことでございますけれども、その1点につきまして、これは財政部に伺います。

(財政)財政課長

病院会計への繰出金につきましては、昨年は約13億6,500万円、今年度予算で12億円弱を見ております。そのうち7億円から8億円の間の交付税措置がありますが、それ以外の部分につきましては、経営支援といいますが、不採算の部門について支援しているわけでございますが、私どもとしまして、委員が今おっしゃるとおりたいへん苦しい財政状況でございますので、病院会計の方で今健全化で人件費も一律の削減がございまして、これに加えて、今回、提案しております委託の方法だとか、そのほか新たな機械を入れて収益を上げるだとか、収益の補てんの部

分をできるだけ少なくしていただいて、何とか今おっしゃったように起債を導入するためには、単年度黒字を保たなければなりませんので、この中でなるべく少ない額でやっていただきたい、このように考えてございます。

上野委員

病院につきましては、18年度の4月からは開院できませんので、まだまだ時間がかかりますので、これにつきましては、今年いっぱいからいろいろなところでこの問題を含めて質問させていただきますので、今日はこれで病院の方は終わります。

大事なことは、今日は使用料の改正の集中審議でございますので、これだけ今日やっておかないと、次では間に合いませんので、何点が聞きます。

市民センターの使用料について

まず、市民センターの平日と日祭日の料金の違いがあるわけでございますけれども、これについて説明をお願いします。

(市民)市民センター館長

市民センターの使用料の土・日・祝日と平日料金の違いでございます。これにつきましては、土・日・祝日の利用が平日の利用よりも集中して利用がされているという実態がございます。そういったことで、平日の利用促進を図っていることから、平日の利用料金を土・日・祝日の料金よりも低く抑えて設定していると、そういうことでご理解いただきたいと思っております。これにつきましては、他都市についても、同じような形態でこういった料金の差がついているということでございます。

上野委員

しかし、平日も5,000円アップして、土・日・祝日は6,000円アップしている。こういう現況でございますので、この辺も今まではそうだったけれども、今後どういうふうに推移していくかわかりませんので、再検討できればよろしく願いいたします。

もう一点市民センター、下がっている部分もでございます。特に一番肝心なのは、平方メートル何ぼというように計算していますけれども、特に和室が今まで1,900円が1,000円になっているのです。これは、使用できるのは朝の9時から20時ですか。

(市民)市民センター館長

今の市民センターの使用区分でございますけれども、午前と午後と夜間に分けています。これを通して使うとすれば、9時から午後10時まで、そういった時間設定でございます。

上野委員

9時から夜の10時までですよ。その間ずっと1,000円で和室を借りられるのであれば、例えばそこで勉強したりとか、そこまで勉強できませんけれども、ただそういうこれが高いか安いかは、現行の、平方メートルで割るからこういうふうになると思うのです。私は、これはちょっとおかしいのではないかと。電気代もかかりますから。冬なんてもう4時から電気つけますから、昼もつけますから。本当に1,000円で朝の9時から夜の10時までやられたらどうですか。私は、これは平方メートルで計算したら、こういう矛盾がすごく起きてくると思うのです。これについては、質問してもそうだと言うと思っておりますので、ちょっとその辺の1,000円が解せないものですから、お願いいたします。

(市民)市民センター館長

これは上野委員から以前の委員会の中でも会議室の500円設定、これが非常に低いという形でご指摘いただきました。私どもの方といたしましては、料金の見直しの時期に検討するという形で検討してまいった結果、やはり今質問の中にごございましたとおり、各都市の和室、洋室、それぞれの平方メートル単価の平均を割り出しまして、そして市民センターの部屋の平方メートル数を掛けて割り出したものです。他都市は比較的広い部屋があるかもしれま

せん。ただ、小樽の市民センターは少人数向きの形で平方メートル数が少ないと、そういったような結果の表れてないかというように考えております。そういった点でできるだけ多くの市民が利用していただけることを望みまして、こういった料金になったということをご理解願いたいと思います。

上野委員

前回は言いましたけれども、4,200万円も上がるのですから、それをねらっているのに、何でここだけ平方メートル数でやるかというのが、本当に解せないのも、もしできれば再検討していただければ、これに対して市民が高いなんてだれも言っていないから、我々もよく借りていますので、高いなんて思っていないので、その辺そういう数字だけの机上でやるからこういう結果になるのではないかと思いますので、それだけをお願いします。まだたくさんあるのですけれども、市民センターはこれだけ。

市民会館の中規模利用について

それから、市民会館の中規模利用について。これもたいへん問題だと思うのです。例えば、ある団体が500人、400人で使うとあって、もし700人になったらどうなるのですか。700人という人数が来た場合は、これは正規の料金をもらうのですか。

(市民)市民会館長

市民会館の中規模利用の関係でございます。これにつきましては、市民会館の利用促進を図るという立場で、今回新たに設定した料金の基準でございます。これにつきましては、初めての例なので、今後、利用者、利用されている主催者並びに興行主、そういったところにじゅうぶん周知徹底いたしまして、今、上野委員のご指摘もあったようなことのないような形で、できるだけそういった人数に合った利用の周知について進めていきたいと、そのように考えております。

上野委員

これは、なかなかそうは言っていますけれども、みんな7万1,000円より4万2,000円の方がいいですからね。そのときに、いや、800人入ったからって、それを本当にできるのかという。そこで幕でも引けばいいですよ。よくありますから、演劇でも入れない場合は、中段から幕引いて下を使うことあるのです。そういうことでもすればいいですけれども、それはまたいろいろな問題がありますので、その設定の仕方がどうも私としては解せない。後からトラブルの元になるのではないかなというようなことがありますので、これも再度検討できれば検討してください。これはトラブルの原因になると思いますので。ちゃんと中規模できちんとなればいいですけれども、1,200人入りませんからね。お願いします。

(市民)市民会館長

まず、中規模ホールの利用の状況なのですが、2階の通路部分、そこから下をちょうど仕切ると512席になります。それで、その2階の通路部分から上の方は、ロープといいますか、立て看板か何かを設置しまして、これ以下の利用という形で仕切ってまいりたいと思います。それから、今ご指摘の例えばもし512席で600名、700名入った場合でございます。ホール利用の場合、ホールの使用料金のほかに附属設備の料金というのは、また別料金で高うございます。それがけっきょくそういった利用が終わらなければ料金が設定できないという場面もあります。1本のマイクが最終的には3本使ったといえ、また料金がかかります。ですから、これもいわゆる基本料金が512席であって、意外に好評を得て、700人、800人、そういった人数が入るようであれば、追加料金の請求をするということも検討してまいりたいと思っております。

上野委員

問題はトラブルが起きないように、せつかくの文化施設でございますので、そういうことでトラブルが起きて、マイクの2本、3本、これはみんなわかっているのです。器具を多く使った場合ありますから、申請した以上に多く使うことは、私も音楽でけっこう使っていますので、そういうことは理解しているのですけれども、やはり会館

の使用料でございますので、そこに感情が、市民と起きると、そこでせっかく改正してもトラブルが起きる原因になるので、よろしくをお願いします。

公会堂につきましては、私ははっきり言って、ここは古い施設でございますので、あそこはあまり上げないで使ってほしいというのが希望でございます。これは希望だけでございます。

#### 葬斎場の使用料改定について

あと、火葬場も上がっているのですよね。私、お寺さんだから言うわけではないのですけれども。というのは、何でもかという、火葬場を使うときに札幌の人が亡くなっても、例えば親せきとかどこか他人みたいな親せきの方も、小樽市民だからって無料なのです。あれはあまりうるさくないのです。その人とどういう関係とか深く突っ込まないです。めいのだんなとか、あるのです。それでも無料になるのですよ。例えば市民以外だったら、1万6,000円とか2万2,000円を取ってね。それから部屋の料金をどういふうに、今までみたいなことをやれば改定になりませんから、みんな無料ですから。それをどういふうに区分していくのか。きちんとそれこその方とどういう関係ということ、めいのだんなといったら他人ですから。そのぐらいまで、いとこの何だかというのでもあるのですよ、笑うけれども、実際やったこともあるでしょう、皆さんも。あるのですよ、本当に。ですから、みんな無料になるのです。それをどういふうにやるかということ、場長かだれか。

#### (市民)葬斎場長

今、委員がご指摘の火葬料金の中には、火葬炉使用料ということがございまして、それは一般の大人の方と異なりますが、その部分のことなのですが、従前、確かに使用者、亡くなった方本人の火葬に使う場合、プラス使用者が市民の場合は無料ということになっております。その後、改正につきましては、あくまでも亡くなった方ご本人あるいは出産する方が市民の場合ということに限定させていただきたいと思っております。今は具体的に窓口でその辺の判断というのは、火葬許可申請というものが出されるのですが、今、委員がご指摘のとおり、火葬許可申請には、申請人は例えば妹のだんなのだれだとか、言ってみれば、本来的に火葬場を主に使う人でない人が届け出るのが非常に多いのです。そういったことで、今回の改正の目的もそうなのですが、他都市の状況を10万人以上都市を全部調べましたら、亡くなった方が市民に係る葬儀の場合の利用について無料という扱いをしていまして、小樽市のように申請にまで広げているというところはございません。そういったことで窓口も、そういったことでどうも私も今までそこまで免除するのもおかしいなという気持ちもございまして、他都市の状況もそういったことでございましたので、新年度からそういった扱いにさせていただきたいと思っております。

#### 上野委員

市民感情にならないように、今までそういうことをやっていたのですから、もうすぐですから、来年の4月からぼんと上がったことになりまして、その辺きちんとですね。これも必ず訪れることでございますので、大事なことでございますので、きちんと市民に周知徹底をしていただかないと、今までのなれ合いでということになりますので、気をつけて市民に周知をお願いします。

#### 文教施設の料金改定について

最後でございますけれども、博物館、文学館、美術館、旧日本郵船等の使用料につきまして、高いか安いかは知りませんが、今までは100円だったのですが、300円になったのです。3倍ですね。金額が100円が300円だからいいのではないかという考えもございまして、これにつきまして、何で3倍なのか解せないもので、例えば各館が努力して、予算もつけて、いろいろな企画展もやって、いろいろやるのだったらわかりますけれども、旧態依然のままずっといく場合は、やはりこの300円というのはどうかなというような、お金のことを言うのはいやなのですけれども、3倍といたらけっこう大きいのですから、倍といたら200円でございますけれども、その考えを聞かせてください。



(教育)品田次長

文教施設の料金改定の関係でございますけれども、確かに一般料金100円から300円という改定予定でございますけれども、この料金の算定に当たりましては、博物館で申し上げますと、まず道内の10万都市のうち5市の平均、これで314円ということでございまして、また文学館、美術館、旧日本郵船の関係でございますけれども、10万都市ではちょっと同じような施設がないという中で、道内近隣の類似施設をピックアップしてございます。例えば文学館としましては、有島記念館、道立文学館、函館文学館の3施設の平均、これで一般料金が373円、それから美術館の方でございますけれども、これは木田金治郎美術館、三岸光太郎美術館、西村計雄記念美術館等7施設の平均を持ってきてございます。この平均額が357円。旧日本郵船でございますが、これは旧函館区公会堂、それから江差町の旧中村家住宅、それから余市の運上家等、7施設の平均でこの部分では314円ということでございまして、これらのことから4施設につきまして、いずれも一般料金の部分では300円という設定をさせていただいたところでございます。いずれにいたしましても、今後に向けまして、それぞれの施設において展示内容の工夫をさらに加えまして、市民の方々に利用しやすい、親しみを持って利用いただける、魅力ある施設づくりを考えていきたいと、このように思っております。

上野委員

それはわかるのですけれども、小樽市の場合、私もこういう関係をやっていたので、いろいろ見ましても、皆さん本当にあそこに行って半日間ゆっくり絵を見て、その後、ソファに座って自分がその絵に対してと、そういうものは何もないのですよ、はっきり言って。博物館の中にゆっくり休む場所がありますか、あの狭いところに。内容は内容としても、そういうことをマッチしないと、ほかの施設と比べても状況が違うのですよ。だから、その辺。ほかがこうだから、300何ぼだから小樽が300円にするという、私はちょっと、これが新しい館をつくって、本当に市民がゆっくりできるような、朝行ったら昼までそこにいられるというのだったらわかりますけれども、現状的には今何も変わっていないのですから、旧日本郵船は別にして、この三つの館、博物館、文学館、美術館。それで、ある程度きちんとしないと、今まで入った人間が入ってきませんよ。100円だから観光客も博物館に入りますよ。300円だったらちょっとやめたとなりますよ。100円って言ったなら安いですからね。コカコーラ買うより安いですから、ちょっと入ってみるかという、観光客はそんなものですよ。特別にそれに行きたいという人は来ていませんから、その辺の美術館も文学館も含めて、これも決まるとは思うのですけれども、ぜひ自主努力をじゅうにぶんにしてください。これは、私の考えでは、できますから。これは私の思いでございます。

最後に、福岡とか仙台、広島で例えばスポーツの野球場とか音楽ホール、小樽でいえば、市民会館、文化施設、今みんなメールとかファクス、携帯電話も、ホームページで、全部送ってオーケーとなって、24時間申込みできるのです。小樽の場合、市民会館にしても、あそこなんて電話だと受付してくれませんか、たしか。するのだったら私の誤解でございますけれども、行ってずっと書いて、何から何まであの用紙書くといったら、けっこう大変なのです。ですから、今回料金も上がるのですから、そういう市民サービスというか、これはいくらでもファクスもあるのですから、市民がちょっと使いたいとなったら、後からこの日はちょっと満杯でございますとか、そういうサービスをしていかないと、私はいけないのではないかなというような。例えば札幌の人が借りに来るのに、申込みの小樽まで来るのですから。そう思いますので、今までやっていませんね、ファクスとかそういうの。ちょっとお願いします。やっていれば、失礼ですが。

(市民)市民会館長

市民センターの方の受付でございますけれども、ファクスの受付はしてございます。それから、市民会館であっても、電話なんかでも受付はしております。ただ、その後、やはり前納制になっていきますので、受付してから何日後に納入に来ていただくと、そういうことは当然やってございます。

上野委員

再度、やはりサービス。それぞれ文化施設の使用料ですから、サービスがないといけないと思いますので、この点の今のことは私の勘違いでございましたけれども、みんなに徹底するように、本当にそういうこともできますよということをしないと、市民は意外にわかりませんので、こういうこともいろいろな面で周知していただきたいと思います。

委員長

れいめいの会の質疑を終結いたします。

以上をもって、質疑を終結し、本日はこれをもって、散会いたします。